

**第 4 期朝霞市地域福祉計画  
第 4 期朝霞市地域福祉活動計画  
(素案)**

令和 2 年 X 月

朝霞市

社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会

# 第1章 計画の策定にあたって

---

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 再犯防止推進計画
- 5 SDGsについて
- 6 前期計画の振り返りについて

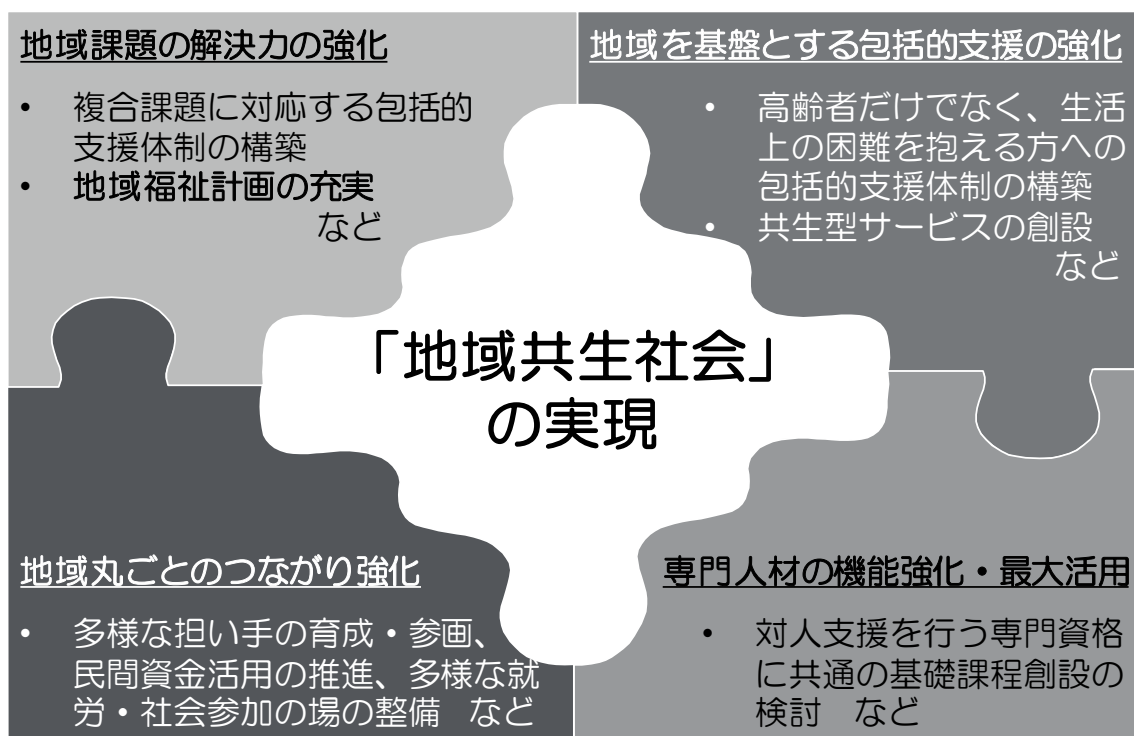
# 1 計画策定の背景

少子・高齢化や核家族化の急速な進行、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、血縁・地縁・社縁といったつながりが希薄化し、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化しています。孤立死やひきこもり、虐待などへの支援が求められる一方で、近年では生活困窮者への自立支援や子どもの貧困対策、再犯防止などといった新たな取組が制度化され、福祉行政においては、より一層きめ細やかな支援が必要となっています。

国では、平成30(2018)年4月1日に社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部を改正し、施行しました。社会福祉法は、福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明適切な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とした法律で、この改正により、地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置づけられました。

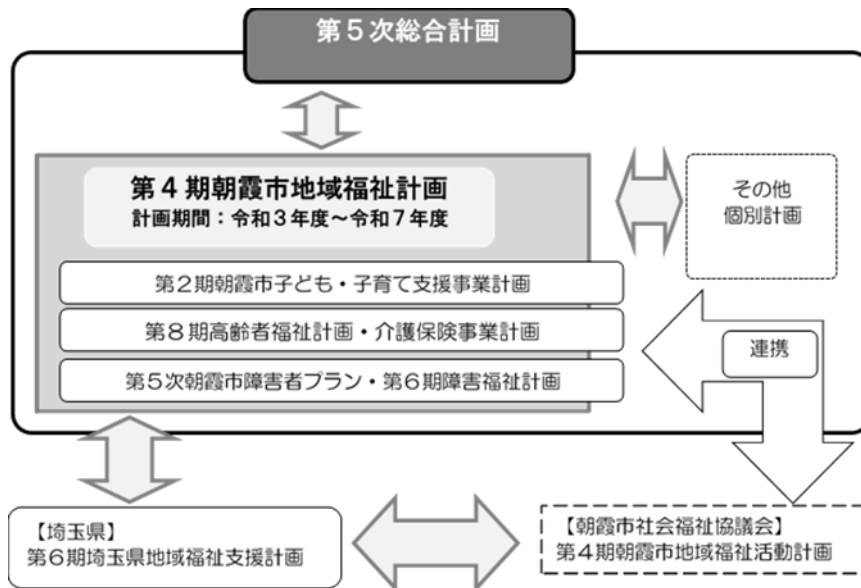
また、国では、「地域共生社会の実現」に向けた取組を進めています。「地域共生社会」とは社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。地域共生社会の実現に向けた考え方や取組については、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を重層的かつ一体的に行う必要があり、介護だけでなく、福祉、保健医療、住まい、就労及び教育等と連携して支援体制を整備していくことが求められています。

## ■地域共生社会の実現に向けて



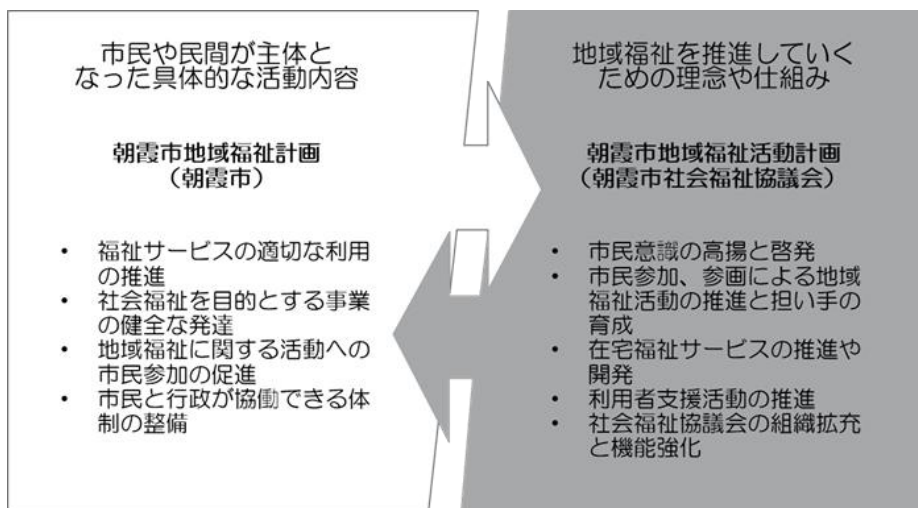
## 2 計画の位置づけ

朝霞市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として、朝霞市（以下「市」という。）における地域福祉推進の基本的指針を定めるものです。社会福祉法の改正により、福祉に関する各個別計画の上位計画としての位置づけが明確になったことにより、市の最上位計画である第5次朝霞市総合計画を基盤としながら、福祉に関する各個別計画（「第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画」、「第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「第5次朝霞市障害者プラン・第6期朝霞市障害福祉計画」）との整合性を保ちながら、市における地域福祉施策の基本的な方向性を示すことになります。



また、朝霞市地域福祉活動計画は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした社協の活動・行動計画です。

社協では、地域福祉を推進する団体としての使命や経営理念を明確にするために策定している朝霞市社会福祉協議会発展・強化計画との整合を図りながら計画を進めています。

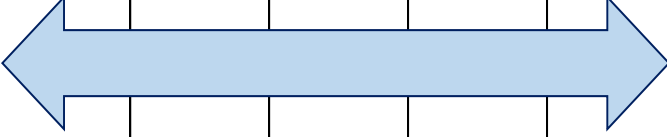
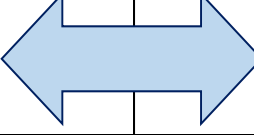



市と社協では、この2つの計画が開始時期、策定の根拠など経緯は異なるものの、互いに地域福祉の推進に資するという目的が同じであることから、第3期の計画において、基本理念や計画期間を統一することにより、相互に補完し合いながら計画を推進することとしました。

さらに、第4期の計画においては、市と社協のそれぞれの特性を生かしながら、地域福祉を一体的に推進するため、策定作業の過程から協働し、策定しました。

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。  
また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

計画期間	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和8年度～ 12年度
第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画						
第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画策定準備期間						
第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画						

## 4 再犯防止推進計画

我が国における刑法犯の認知件数は減少傾向にあり、それに伴い再犯者数も減少しつつありますが、検挙人員に占める再犯者の割合は上昇傾向にあります。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生活環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。こうした生きづらさを抱える人の課題に対応し、その再犯を防止するためには、国民が犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、円滑な社会復帰を支援していくことが課題となっています。

国では、平成28(2016)年12月に再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。)を施行し、第8条には、市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が規定されました。

これを受けて、本市においても、犯罪や非行をした人が孤立することなく、円滑に社会復帰ができるよう支援することにより、安心して暮らしやすい地域づくりの実現へとつながることから、本計画で再犯防止に関する施策を取りまとめ、「朝霞市再犯防止推進計画」として位置付けることとします。

## 5 SDGsについて

持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）とは、平成12（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」を理念とし、経済・社会・環境を巡る広範囲な課題に取り組むものです。

市及び社協では、SDGsが掲げる理念や目標を身近なものに感じながら本計画を推進し、持続可能な社会や人々が安心して暮らすことができる社会の実現を目指していきます。





## 6 前期計画の振り返りについて

第3期の地域福祉計画及び地域福祉計画では、3つの基本目標に沿って、各施策・事業に取り組みました。

### 基本目標1 支え合い・助け合いの心づくりと仕組みづくり

#### (1) 市の取組

市内5つの地域包括支援センターに、第2層協議体(地区コミュニティ単位)を立ち上げ、地域で学習会等を開催するほか、認知症サポーター養成講座、家族介護教室等の各種講座等を開催するとともに、認知症ケアガイドブックを作成・配布するなど、高齢者の支援体制を整えるなど人材の育成や施策の周知に取り組みました。

障害のある人を対象とするふれあいスポーツ大会、スポーツ・レクリエーションの集い、はあとぴあふれあいまつりなど、ボランティアの協力もいただき、多数の人が交流する機会を設け、支え合い・助け合いの意識を醸成することができました。

市内6か所目となる児童館「ほんちょう児童館」を開館し、中学生・高校生の居場所づくりとして、さらに地域住民の交流拠点として整備しました。

#### (2) 社協の取組

地域包括支援センターの5圏域に準じて、社協でも地区ごとに住民や関係機関と共に地域課題の発見や解決方法について考える取り組みを進めてきました。こうした活動を通して、誰もが安心して暮らせるまちづくりに必要なことがより明確になり、その解決策の一つとして、福祉の関心を広げる仕掛けとしてのボランティア講座や福祉教育の充実を図り、広い世代の住民に参加していただくことができています。また、福祉に関心を寄せる住民の育成を図ったことにより、ふれあいいいききサロンや高齢者会食会などの活動が生まれるなど、支え合い・助け合いの心づくりと仕組みづくりは少しずつ広がっています。

## 基本目標2 安全・安心に暮らせる環境づくり

### (1) 市の取組

防犯では、地域や警察等との連携により、防犯情報の発信、防犯研修会等を実施するとともに、青色防犯パトロールカーの運行や地域の自主的な防犯活動を支援しました。

防災では、災害時における避難行動要支援者台帳の整備を行い、警察、消防をはじめ町内会・自治会、民生委員児童委員等へ配布し、関係機関や地域と共有しました。また、防災フェアや小学校区防災訓練を開催するなど、防災意識の啓発に努めました。

公共施設等の改修時には、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが利用しやすい施設の整備を進めました。

地域の見守りの強化では、高齢者世帯の増加に伴い、緊急通報システム、安心見守り通報システム設置事業を実施するとともに、民間企業と連携した見守りとして、配食サービス、乳酸飲料配布事業、新聞販売店見守り事業のほか、宅配運送会社やコンビニエンスストア会社等と包括連携協定を締結しました。

### (2) 社協の取組

東日本大震災の被災地支援として取り組んだボランティアバス事業に参加した住民の協力を得ながら、朝霞においても災害ボランティア講座や災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を継続しています。また、身近な地域で行われる防災訓練では社協も参加しながら、平時からのご近所とのつながりの大切さを啓発しています。

地域での防犯については、朝霞警察署との見守りネットワークが構築されたことにより、定期的に安全・安心な暮らしに関して情報発信を行っています。身近な地域で開催する地域懇談会でも防犯グッズ工作を取り入れることにより、若い世代の参加者とともに地域防災について考える機会を作っています。

こうした取り組みを通して、住民自らが企画・実施する地域のつながりを考えるイベントが生まれました。

### **基本目標3 市民の暮らしや活動を支える体制づくり**

#### (1) 市の取組

高齢者の困りごと相談をはじめ、生活困窮者相談、ひきこもりの相談、どの部署にもあてはまらない狭間の相談に対応できるよう、福祉相談課を新設し、福祉の資格を持つ職員等を配置しました。また、福祉の相談において、高度で専門的な知識を要する場合に、職員が助言を受けられるよう、埼玉県弁護士会、司法書士会、社会福祉士会と協定を締結しました。

障害福祉、介護、児童福祉等の各分野における人材育成研修を実施したほか、介護職員や保育士の処遇改善に向けた支援を行いました。

福祉に関わる講演会やイベント等の様々な情報を、広報紙、市ホームページ、ツイッター、フェイスブック、掲示板等を活用するなど情報発信に努めました。

#### (2) 社協の取組み

平成29(2017)年度に総合相談窓口を設けたことにより、障害福祉や生活困窮、ちょっとした心配ごとなど、分野を問わず相談を受ける体制を整え、充実を図ってきました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮にある方には、朝霞市との連携を密にした相談体制により支援を行っています。

また、社協が運営する施設・サービスや各種講座ではアンケート調査を行っているほか、身近な地域で開催する地域懇談会ではヒアリングを行いながら住民ニーズの把握に努めています。これにより事業を見直したり、新たな事業の開発につなげています。

## 第2章 市を取り巻く地域福祉の現状

---

- 1 統計データから見る市の現状
- 2 アンケート調査等に見る市の現状
- 3 地域懇談会に見る市の現状

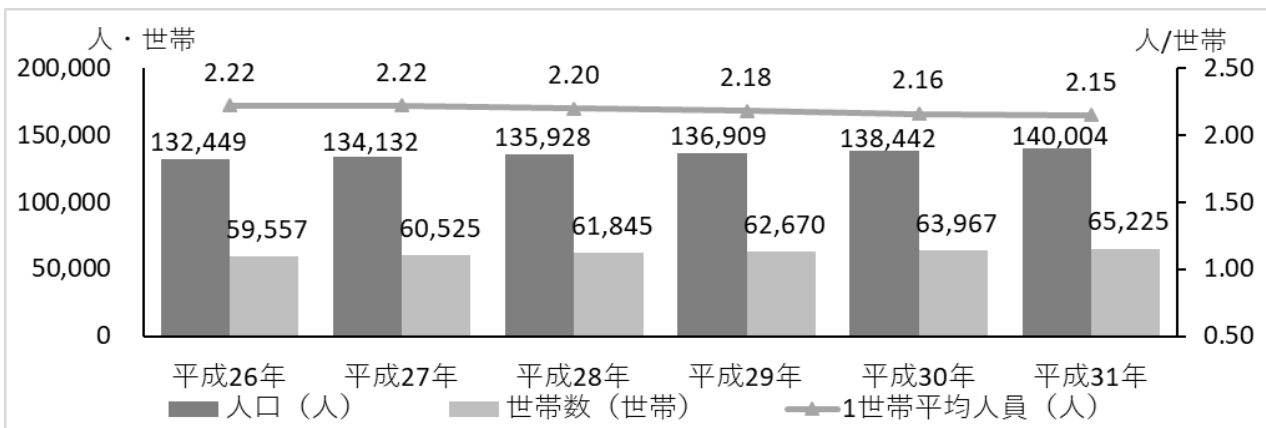
# 第1節 統計データから見る市の現状

## 1 人口の推移

### ① 総人口・世帯数・世帯当たり人員の推移

市の総人口は、増加傾向が続いており、平成31(2019)には140,004人となっています。世帯数についても、増加傾向にあり、平成31(2019)には65,225世帯となっています。一方で、一世帯当たりの人員については、減少傾向にあり、平成31(2019)には2.15人となっています。

#### ■人口・世帯数・1世帯平均人員の推移

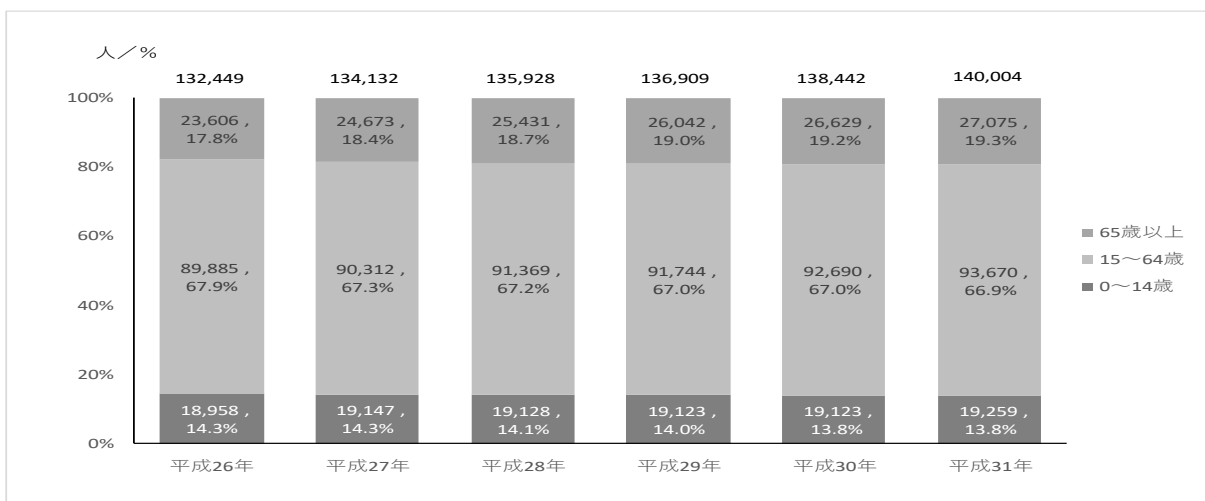


資料：市政情報課（各年1月1日現在）

### ② 年齢3区分別人口の推移

平成26(2014)年から平成31(2019)年にかけて、0～14歳ではほぼ横ばいとなっています。一方、15～64歳および65歳以上では、増加傾向が続いております。平成31(2019)年15～64歳は93,670人と総人口の66.9%、および65歳以上は27,075人と総人口の19.3%となっています。

#### ■年齢3区分別人口の推移【人数／割合】



※四捨五入のため合計が100%とならない場合があります。

資料：市政情報課（各年1月1日現在）

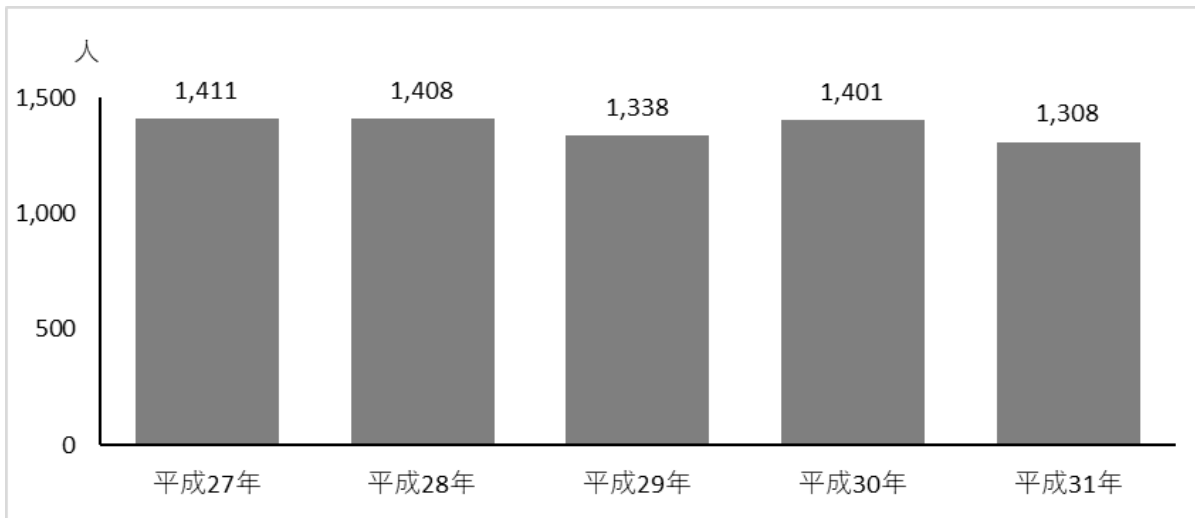
## 2 地域で支援を必要とする人の動向

### (1) 子育て

#### ① 出生数

出生数は、平成27(2015)年から平成31(2019)年にかけて、1,400人前後で推移しています。

#### ■ 出生数の推移

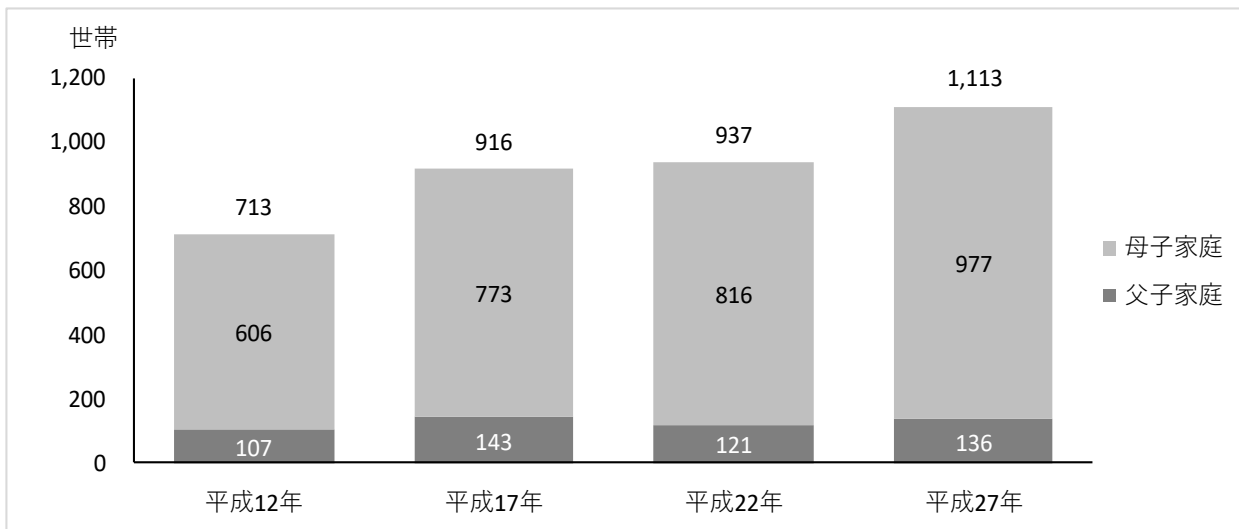


資料：総合窓口課（各年1月～12月の合計）

#### ② ひとり親家庭数

0～17歳の児童がいるひとり親家庭数は、平成27(2015)年では1,113世帯となっており、平成12(2000)年以降、増加傾向になっています。

#### ■ ひとり親家庭（0歳～17歳の児童がいる家庭）

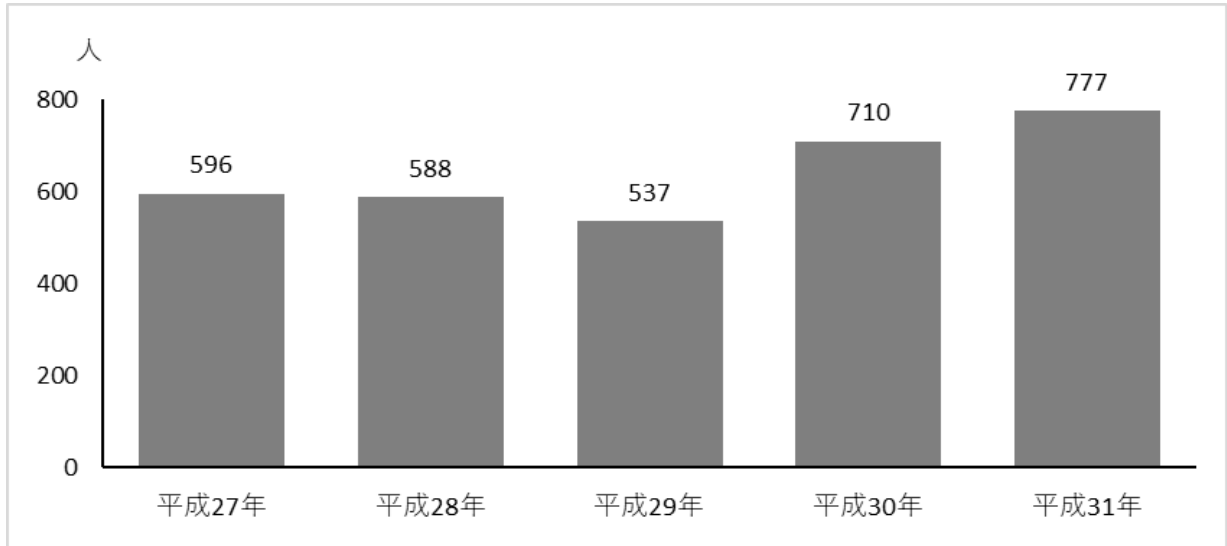


資料：国勢調査

### ③ 児童相談の件数

こども未来課が対応した児童相談件数は、平成27(2015)年から平成29(2017)年にかけて減少していたものの、平成30(2018)年から増加傾向となり、平成31(2019)年には777世帯となっています。

#### ■ 児童相談件数の推移



※こども未来課が児童相談に対応した件数（実児童数）

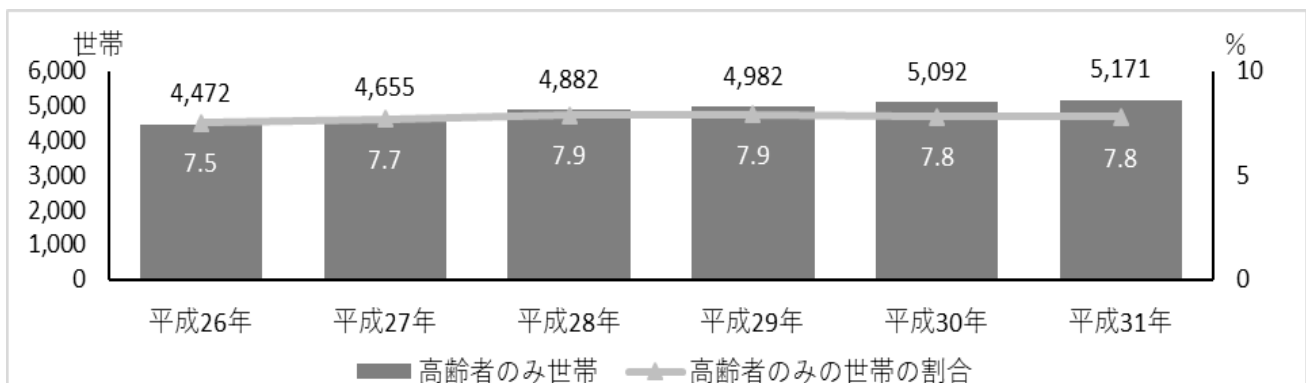
資料：こども未来課

## (2) 高齢者

### ① 高齢者のみ世帯

高齢者のみ世帯数は、増加傾向が続いており、令和元(2019)年には5,171世帯、総世帯数の7.8%を占めています。

#### ■ 高齢者のみ世帯の推移

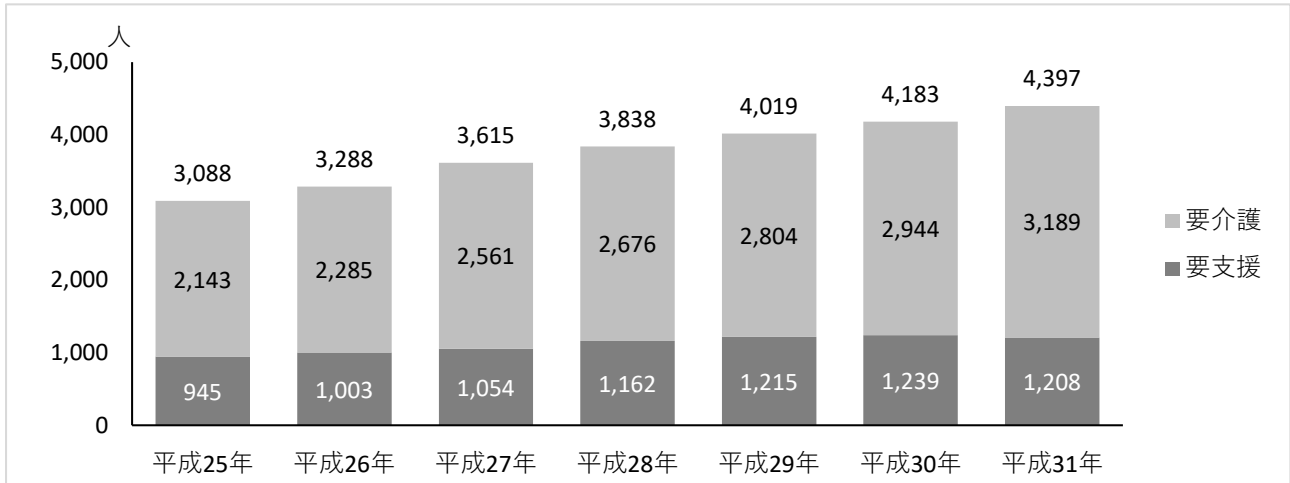


資料：市政情報課（各年7月1日現在）

## ②要介護認定者数の推移

平成31(2019)年における65歳以上の要支援者数は1,208人、要介護者数は3,189人、合わせた要介護認定者数は4,397人になっており、増加傾向が続いています。

### ■要介護認定者の推移

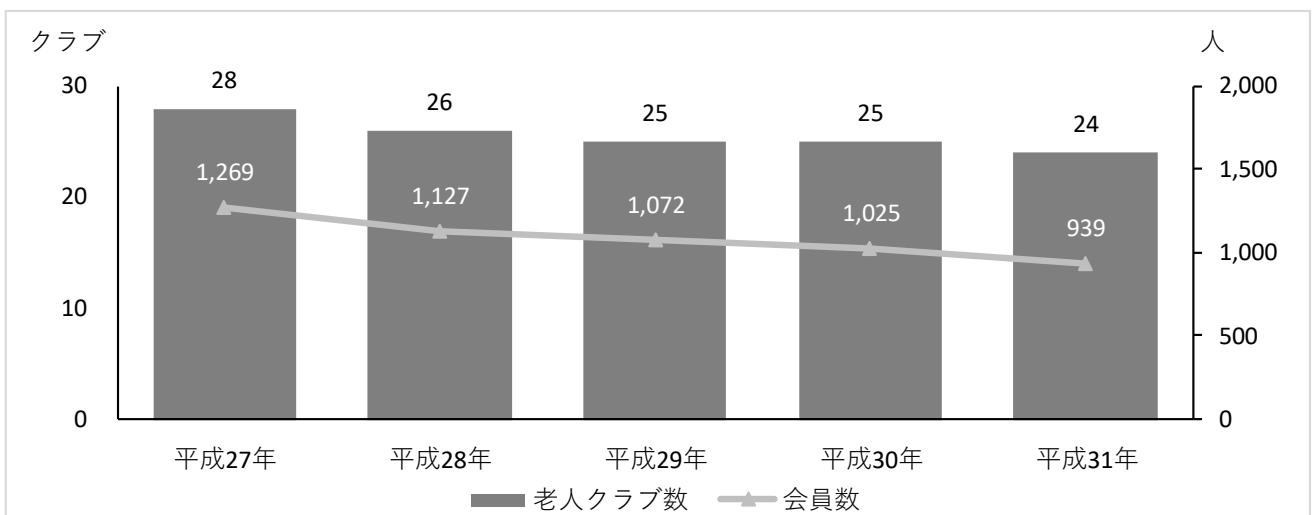


資料：長寿はつらつ課（各年4月1日現在）

## ③老人クラブ数の状況

老人クラブ数及び会員数は、減少傾向にあり、平成31(2019)年には24クラブ、939人となっています。

### ■老人クラブ数・会員数の推移



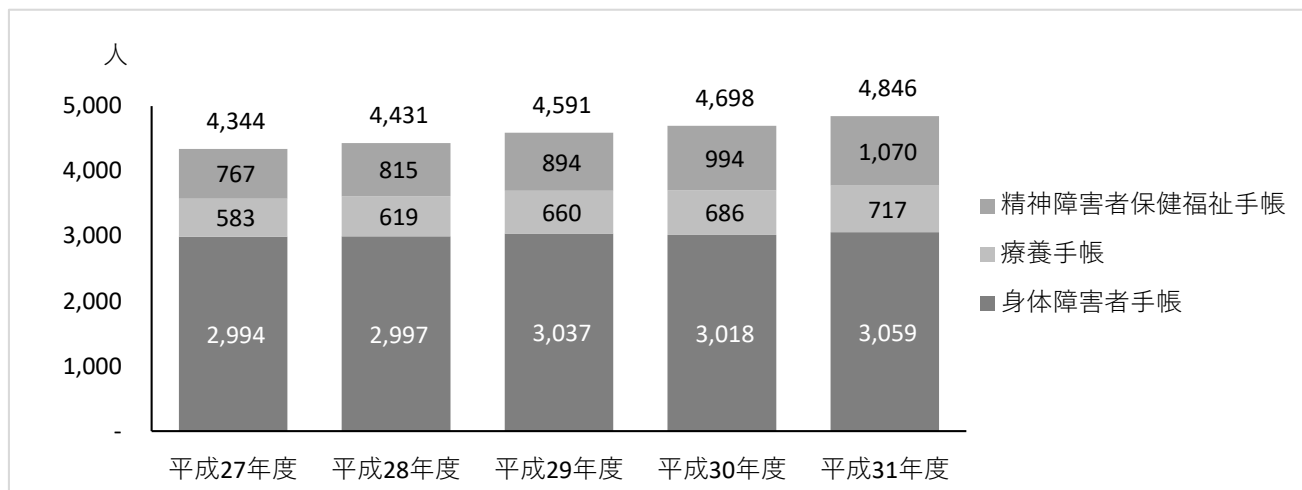
資料：長寿はつらつ課（各年4月1日現在）



### (3) 障害のある人

平成26(2014)年から平成30(2018)年にかけて、身体障害者手帳所持者数は3,000人前後でほぼ横ばいで推移しています。平成30(2018)年における療養手帳所持者数は717人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,070人で、いずれも増加傾向になっています。

#### ■障害者手帳所持者数の推移

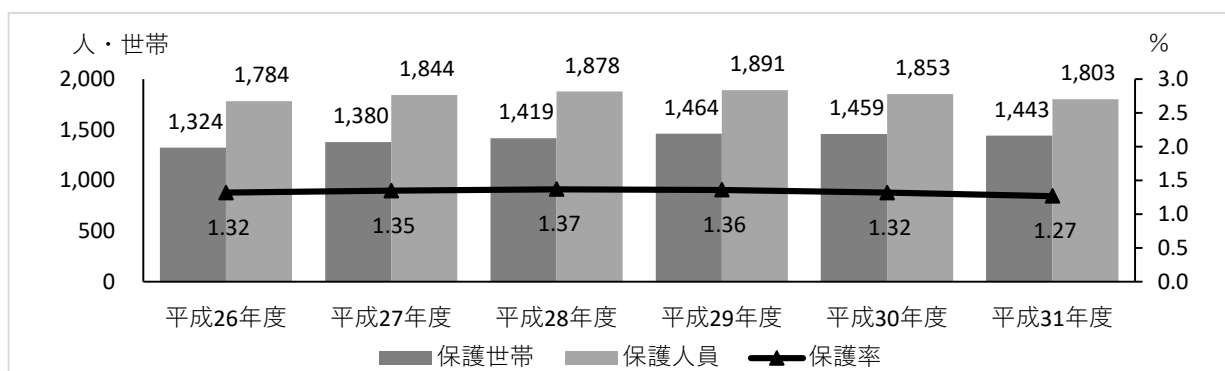


資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

### (4) 生活保護

平成26(2014)年から平成29(2017)年にかけて、生活保護世帯数及び保護人員は増加傾向にありましたが、平成30(2018)年では、生活保護世帯1,459世帯、保護人員1,853人とわずかに減少しています。

#### ■生活保護世帯・保護人員の推移

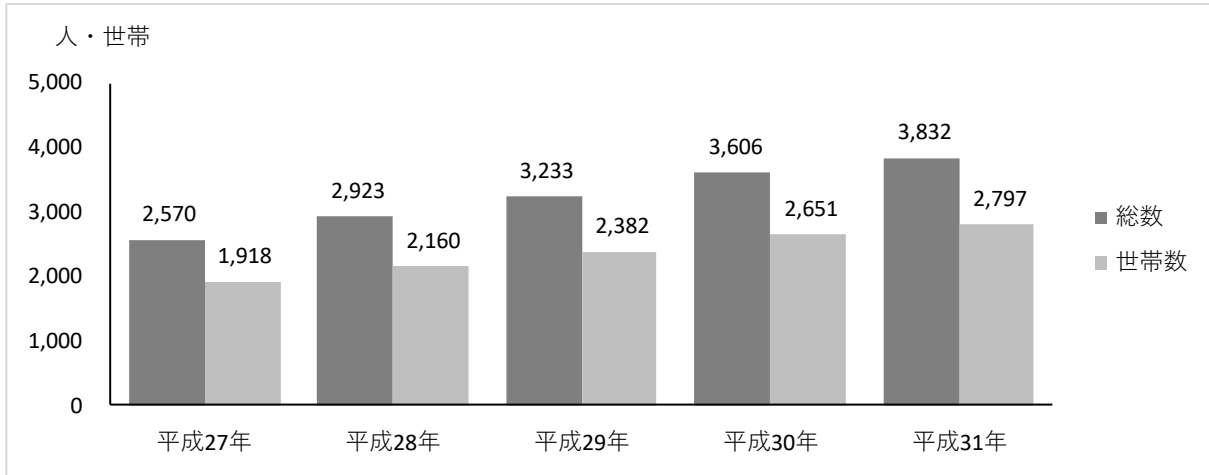


資料：生活援護課（各年度末現在）

## (5) 外国人の状況

平成27(2015)年から平成31(2019)年にかけて、外国人の人数3,832人、世帯数は2,797世帯で、いずれも増加傾向が続いています。

### ■外国人の人数・世帯数の推移



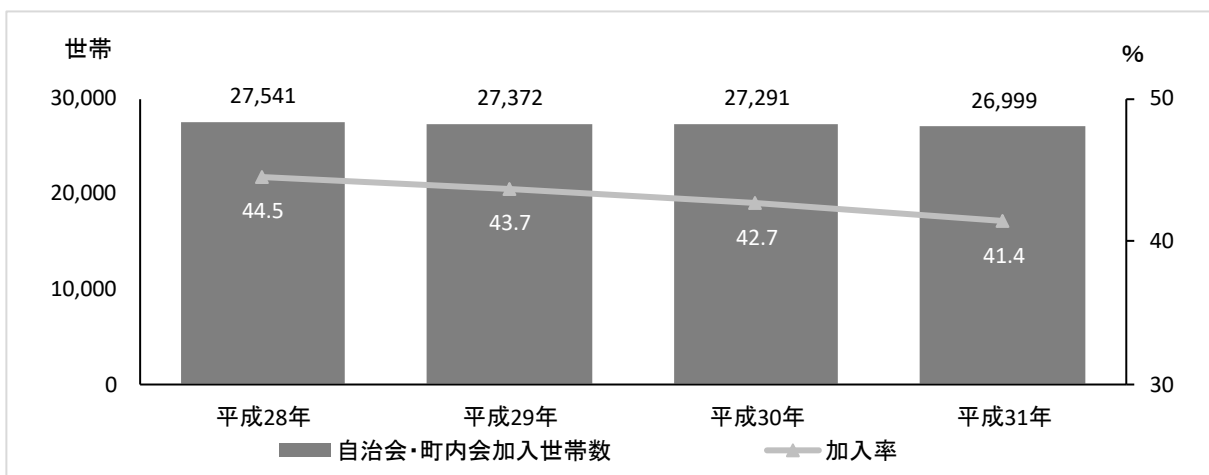
※世帯数は日本人との混合世帯を含む  
資料：総合窓口課（各年1月1日現在）

## 3 地域の状況

### ①自治会・町内会加入世帯・加入率の推移

自治会・町内会への加入世帯数および加入率は、平成31(2019)年では、26,999世帯、41.4%で、減少傾向が続いています。

### ■自治会・町内会加入世帯と加入率の推移

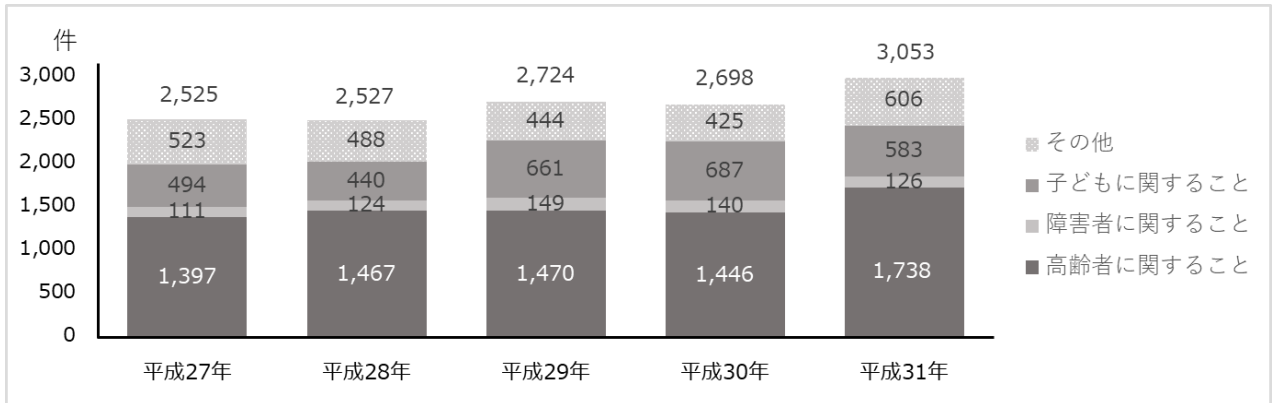


資料：地域づくり支援課（各年1月1日現在）

## ② 民生委員・児童委員の相談・支援件数の推移

民生委員・児童委員の相談・支援件数は、平成27(2015)年から平成29(2017)年にかけて増加しており、平成29(2017)年には2,724件となりましたが、平成30(2018)年は減少しています。また、分野別では、「高齢者に関すること」の割合が高い傾向にありますが、平成29(2017)年以降では、「子どもに関すること」の割合が高い傾向になっています。

### ■ 民生委員・児童委員の相談・支援件数の推移（分野別）

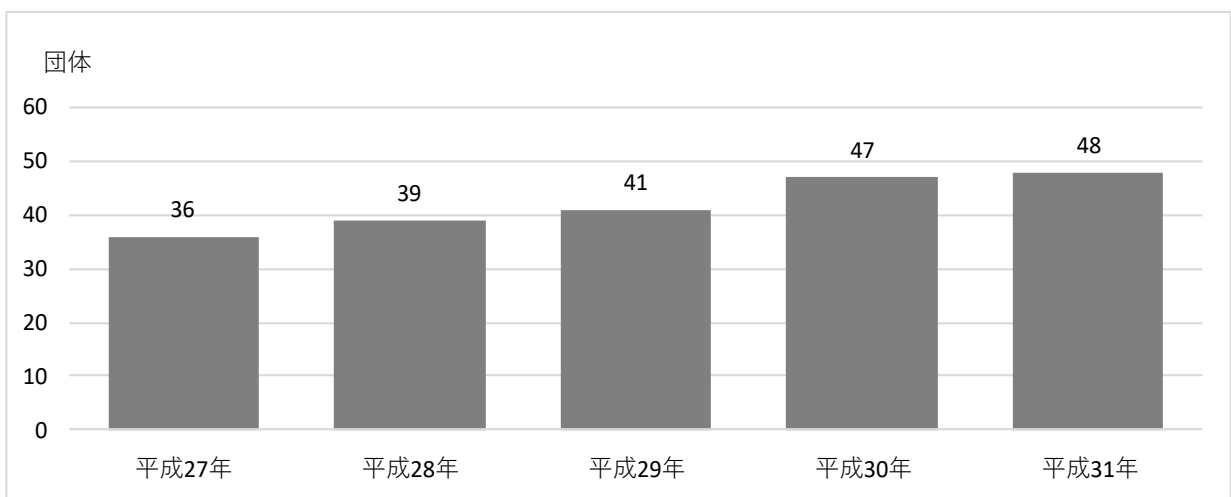


資料：福祉相談課（各年1月～12月の合計）

## ③ NPO 法人数の状況

NPO 法人数は、平成31(2019)年には48法人になっており、増加傾向が続いています。

### ■ NPO 法人数の推移



資料：地域づくり支援課（各年4月1日現在）

## 第2節 アンケート調査等に見る市の現状

### 1 アンケート調査等の概要

本計画では、下記のとおり、アンケート調査等を行い、市民の意見等をうかがいました。

#### ・ 市民アンケート調査

調査対象者	18歳以上の市民3,000人を無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査実施期間	令和元年9月5日～10月11日
回収結果	配布件数:3,000件、回収件数:1,408件、回収率:46.9%

#### ・ 若者アンケート調査

調査対象者	18才以上29才以下の市民(1,000人を無作為抽出)
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査実施期間	令和元年9月5日～10月11日
回収結果	配布件数:1,000件、回収件数:262件、回収率:26.2%

#### ・ 専門職アンケート調査

調査対象者	市内で福祉・医療・介護または教育・保育機関等の方(代表で1名)
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査実施期間	令和元年11月27日～12月20日
回収結果	配布件数:493件、回収件数:208件、回収率:42.2%

#### ・ 団体アンケート・ヒアリング調査

##### a) 団体アンケート調査

調査対象者	市内に組織されている福祉関係団体等
調査方法	郵送配布・郵送回収(希望者のみ電子データにて配布、回収)
調査実施期間	令和元年11月20日～12月13日
回収結果	配布数:87件 回収数:56件 回収率:64.4%

##### b) 団体ヒアリング調査

調査対象者	団体アンケート調査票に回答の56団体のうち、当日参加の16団体
調査実施期間	令和2年1月14日
対象分野	高齢者、障害のある人、地域活動団体、子どもの4分野

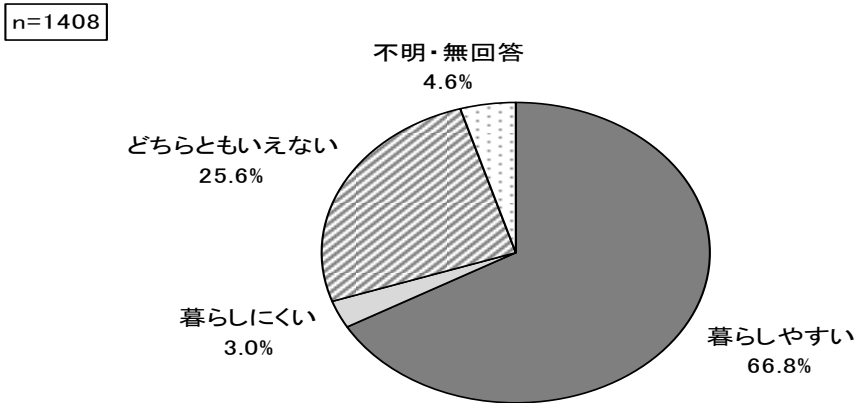
## 2 市民アンケート調査結果より

### 朝霞市に対する印象について

#### 朝霞市の暮らしやすさ

朝霞市の暮らしやすさは、「暮らしやすい」が66.8%と割合が最も高くなっています。平成27年度に実施した前回調査との比較では、「暮らしやすい」の割合が6.2ポイント上昇しています。

#### ■朝霞市の暮らしやすさについて



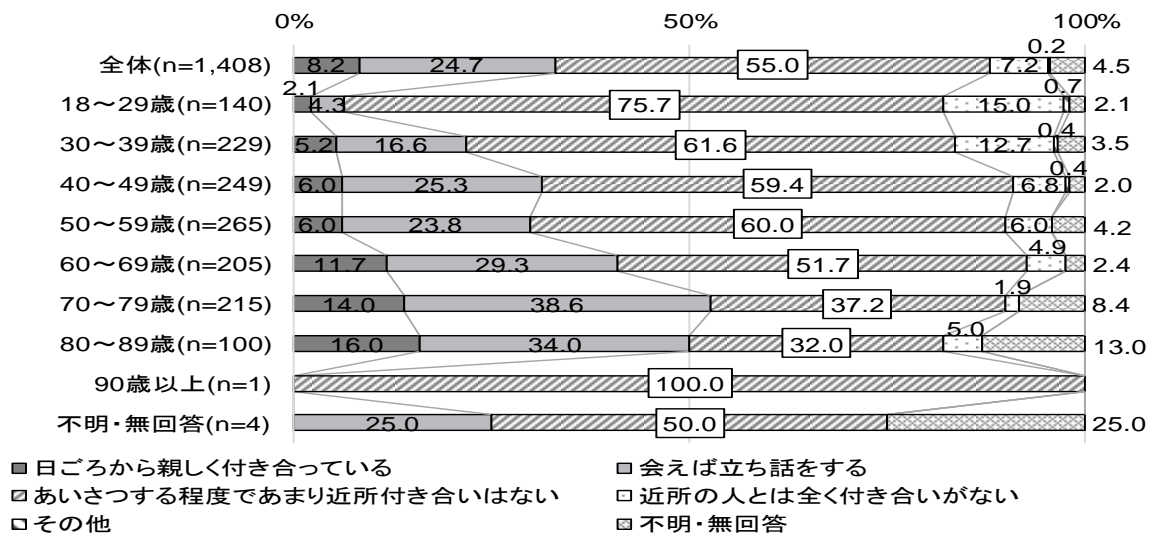
### 近所との付き合いについて

#### 普段の近所との付き合い

普段の近所付き合いは、「あいさつする程度であり近所付き合いはない」が55%と割合が最も高くなっています。年齢別にみると、「日ごろから親しく付き合っている」「会えば立ち話をする」の割合は年代が低くなると減少する傾向があります。

前回調査との比較では、「日ごろから親しく付き合っている」「会えば立ち話をする」の割合がそれぞれ4.5ポイント、6.9ポイント減少しています。

#### ■近所との付き合いについて



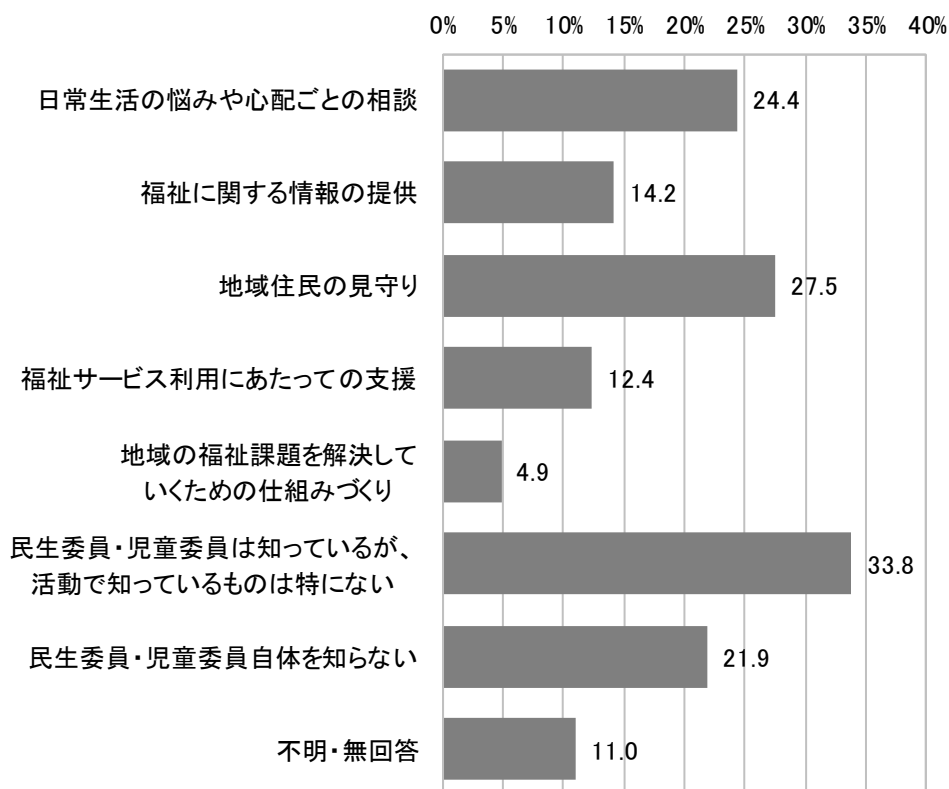
## 民生委員・児童委員について

### 民生委員・児童委員の活動の認知度

「民生委員・児童委員は知っているが、活動で知っているものは特にない」が33.8%と割合が最も高く、次いで「地域住民の見守り」が27.5%、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」が24.4%、「民生委員・児童委員自体を知らない」が21.9%となっています。民生委員と接する機会の多寡により、認知度は異なってきますが、民生委員・児童委員の活動を含めた周知が必要になります。

### ■ 民生委員・児童委員の活動の認知度

n=1408



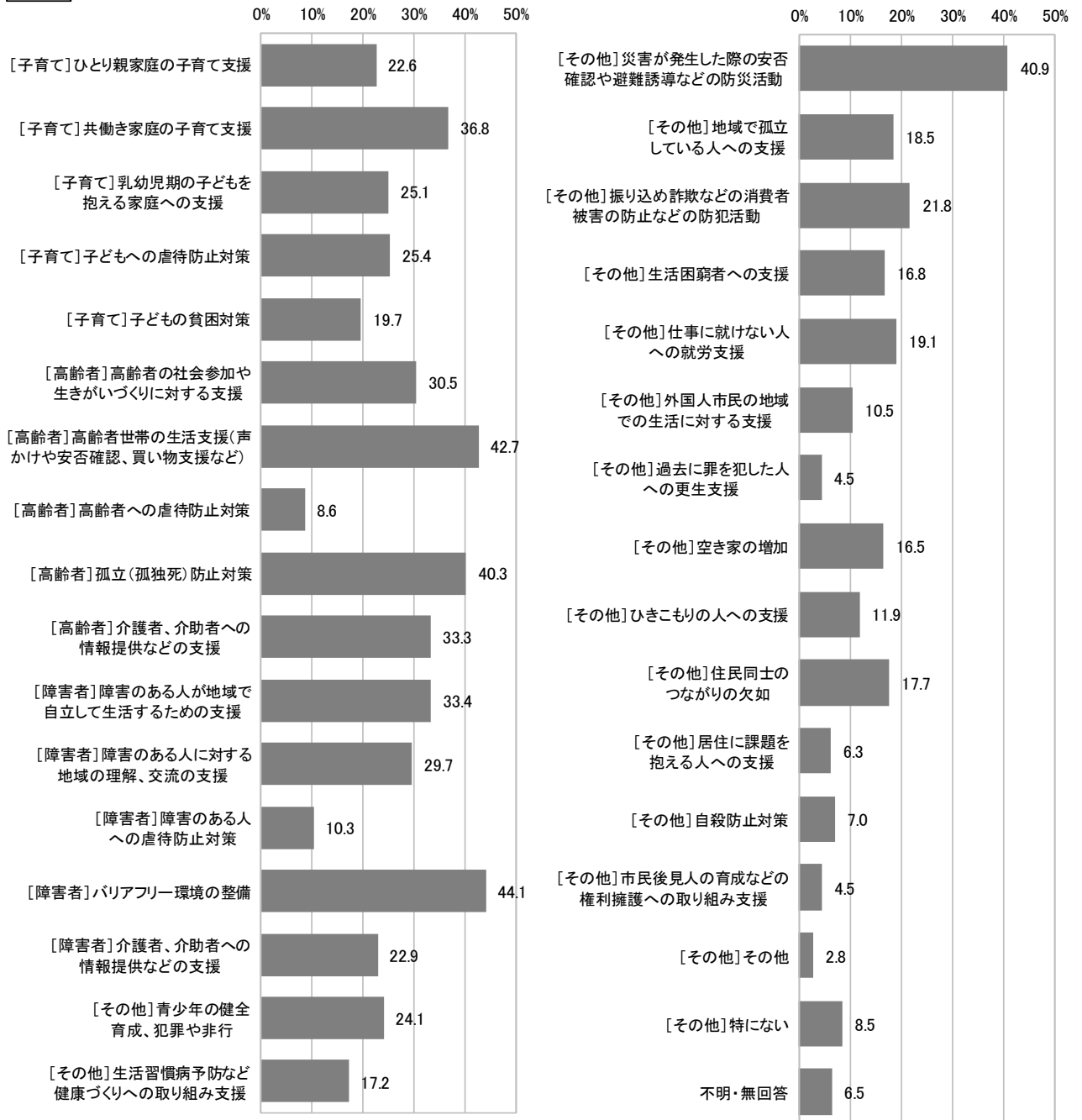
## 地域での活動や課題について

あなたの身近な地域には、どのような課題があると思いますか

「[障害者]バリアフリー環境の整備」が44.1%と割合が最も高く、次いで「[高齢者]高齢者世帯の生活支援(声かけや安否確認、買い物支援など)」が42.7%、「[その他]災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」が40.9%、「[高齢者]孤立(孤独死)防止対策」が40.3%となっています。

### ■身近な地域の課題について

n=1408



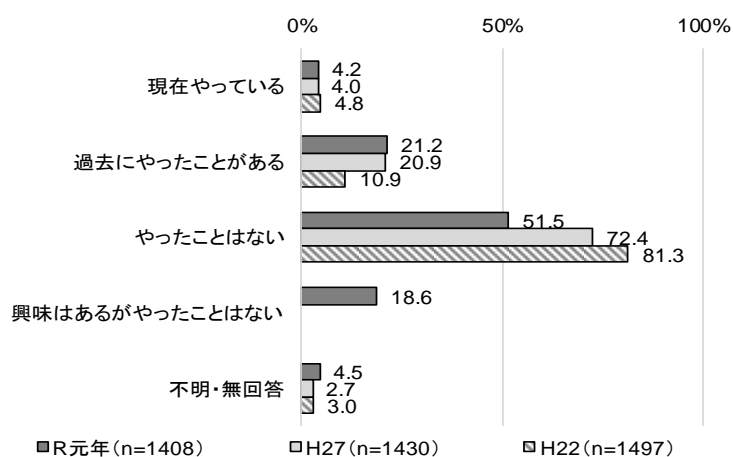
## ボランティア活動について

ボランティア活動をしていますか、参加できない理由は何ですか

「やったことはない」が51.5%と割合が最も高く、次いで「過去にやったことがある」が21.2%、「興味はあるがやったことはない」が18.6%となっています。今回の調査から「興味はあるがやったことはない」という選択肢が追加されたことで、「やったことはない」の割合が20.9ポイント減少しています。

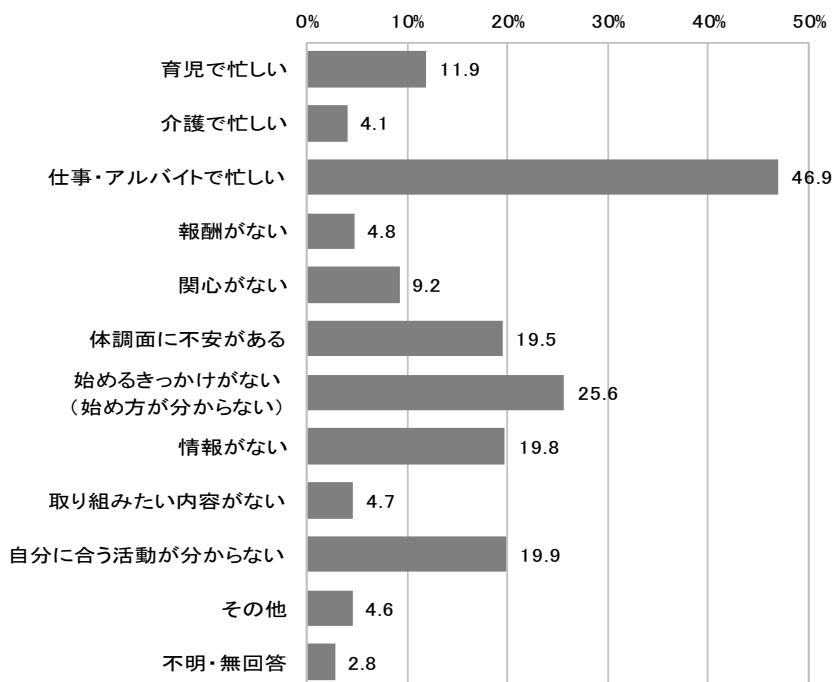
参加できない理由では「仕事・アルバイトで忙しい」が46.9%ですが、「始めるきっかけがない」25.6%、「自分に合う活動が分からない」が19.9%となっています。

### ■ ボランティア活動への参加状況



### ■ ボランティア活動に参加できない理由

n=987



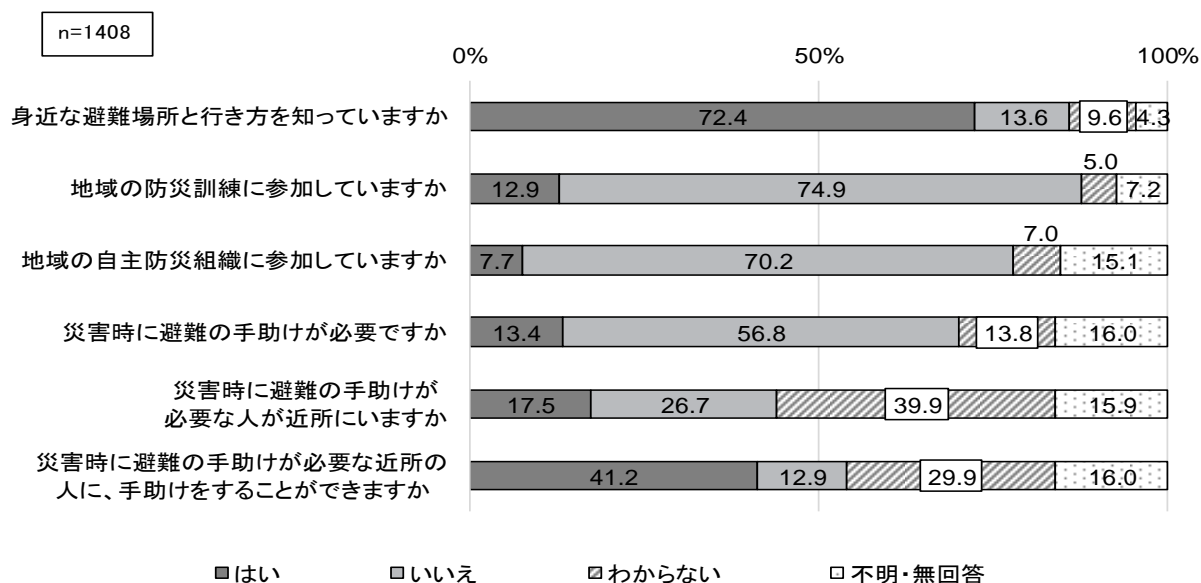


## 防災活動について

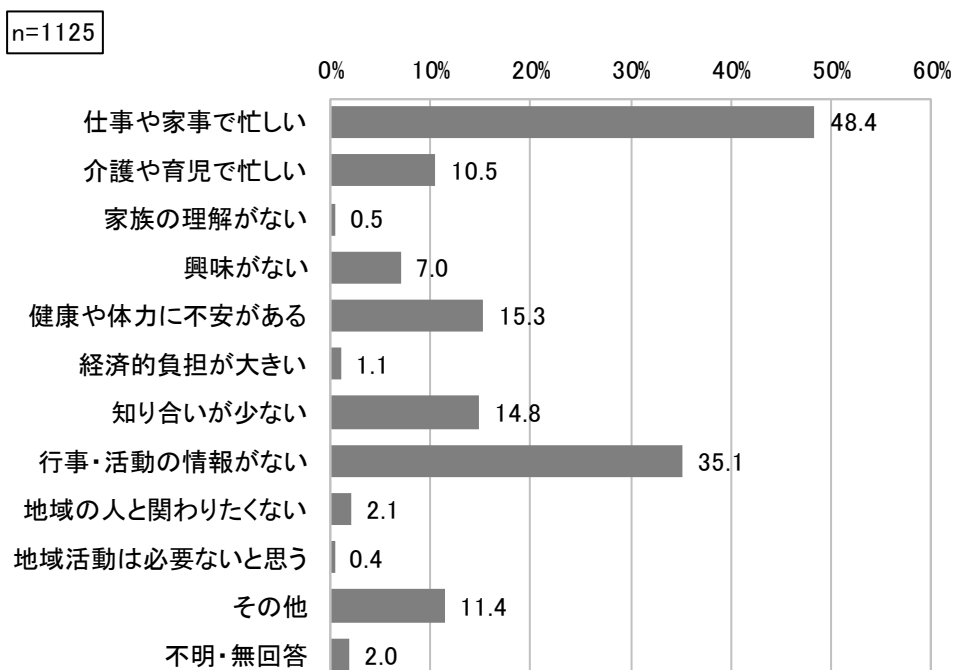
「地域の防災訓練に参加している」と回答した人は12.9%、「参加していない」と回答した人は74.9%となっています。また、「災害時に避難の手助けが必要な近所の人に、手助けをすることができますか」では、「できる」が41.2%となっています。

防災訓練に参加していない理由では、「仕事や家事で忙しい」48.4%、「行事・活動の情報がない」が35.1%となっています。

### ■ 防災活動への参加状況



### ■ 防災訓練に参加していない理由

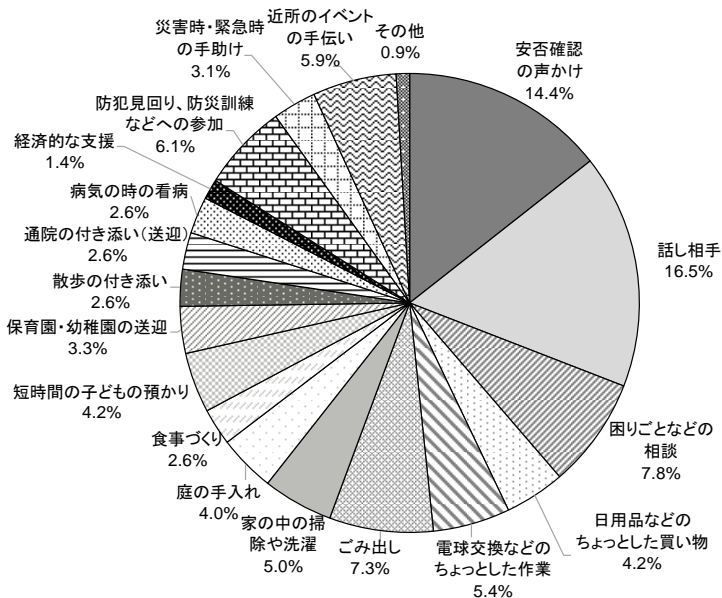


## 「地域共生社会」の実現に向けた地域のつながりについて

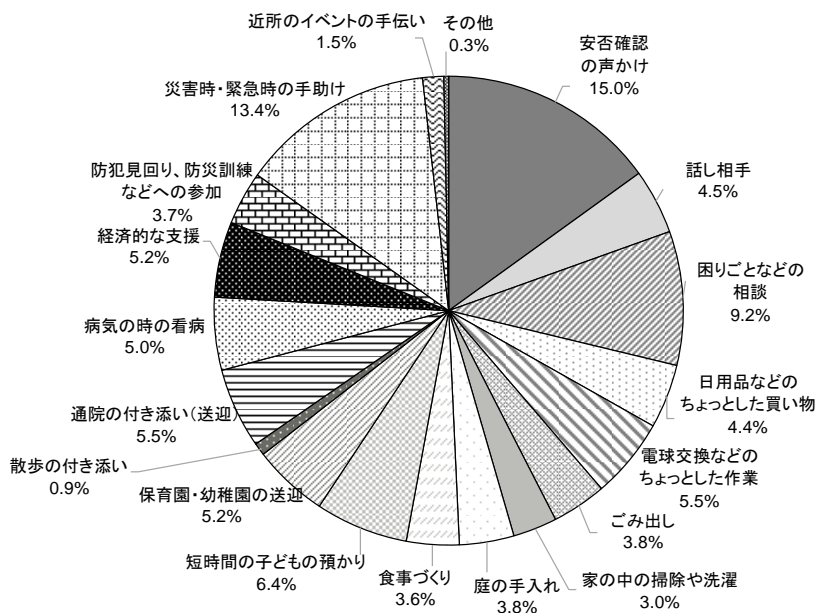
手助けしていること、手助けしてほしいことはありますか

地域の困っている世帯に対して「手助けしていること」では、「話し相手」が16.5%と割合が最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が14.4%となっています。また、「手助けしてほしいこと」では、「安否確認の声かけ」が15.0%と割合が最も高く、次いで「災害時・緊急時の手助け」が13.4%、「困りごとなどの相談」が9.2%となっています。

### ■手助けしていること



### ■手助けしてほしいこと



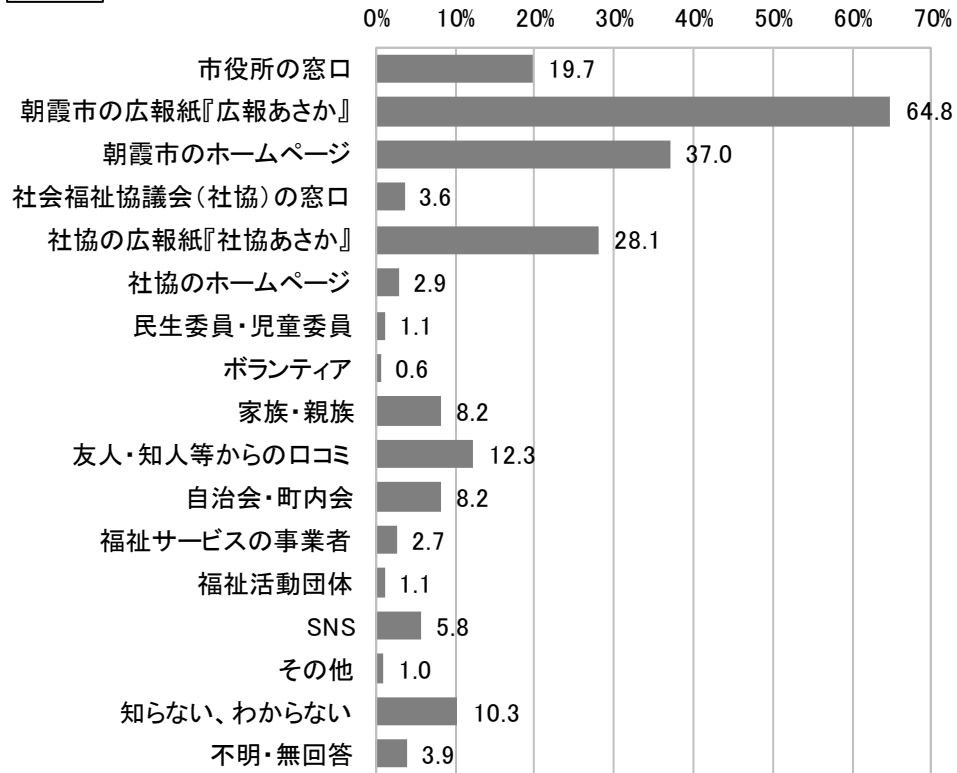
## 朝霞市の福祉について

朝霞市の福祉についての情報はどこから手に入れますか

「朝霞市の広報紙『広報あさか』」が64.8%と割合が最も高く、次いで「朝霞市のホームページ」が37.0%、「社協の広報紙『社協あさか』」が28.1%となっています。

### ■朝霞市の福祉情報の入手先

n=1408



### 3 若者アンケート調査結果より

#### 地域活動への参加について

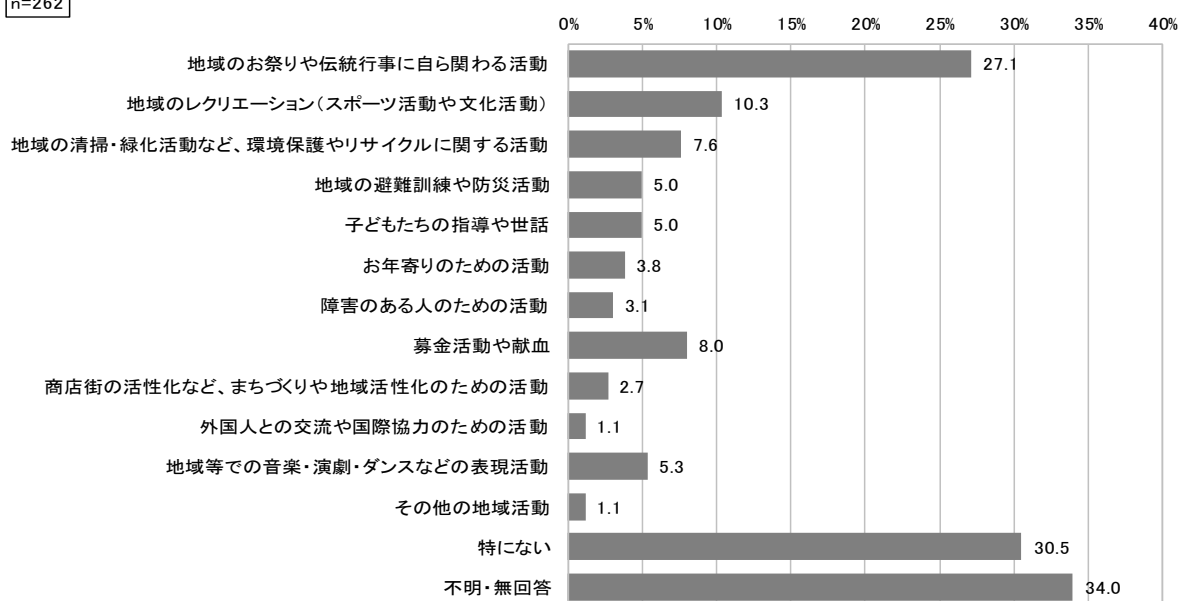
地域の活動・行事に参加したことがありますか

直近3年間で参加したことがある地域活動では、「地域のお祭りや伝統行事に自ら関わる活動」が27.1%と割合が最も高く、次いで「地域のレクリエーション(スポーツ活動や文化活動)」が10.3%、「募金活動や献血」が8%となっています。

参加しなかった理由では、『どのような活動があるか知らない』が45.0%、「忙しくて時間がない」が38.8%、「参加するきっかけがない」が38.8%となっています。

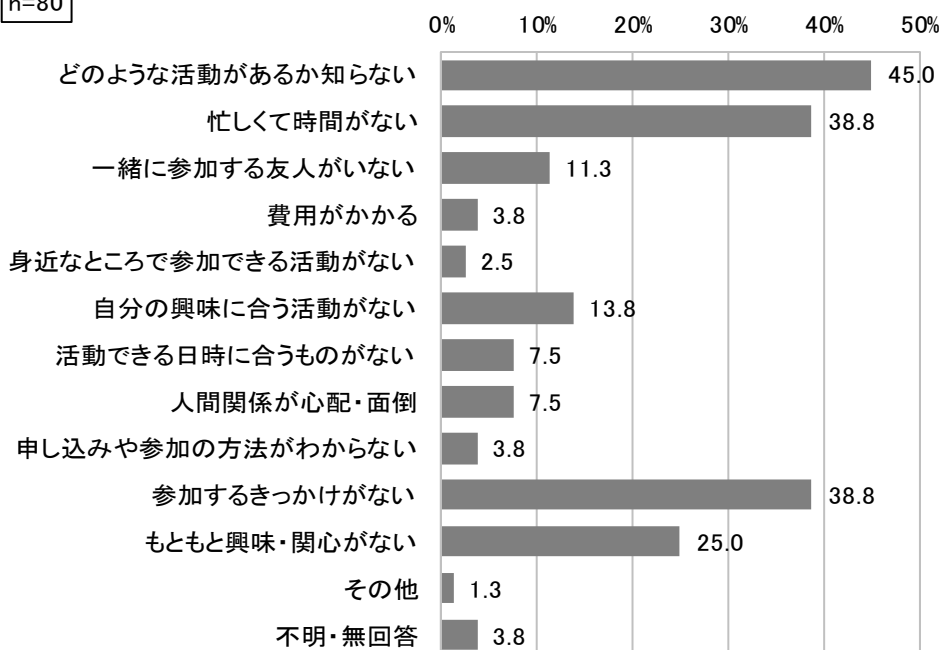
#### ■ 地域活動への参加状況

n=262



#### ■ 参加しなかった理由

n=80

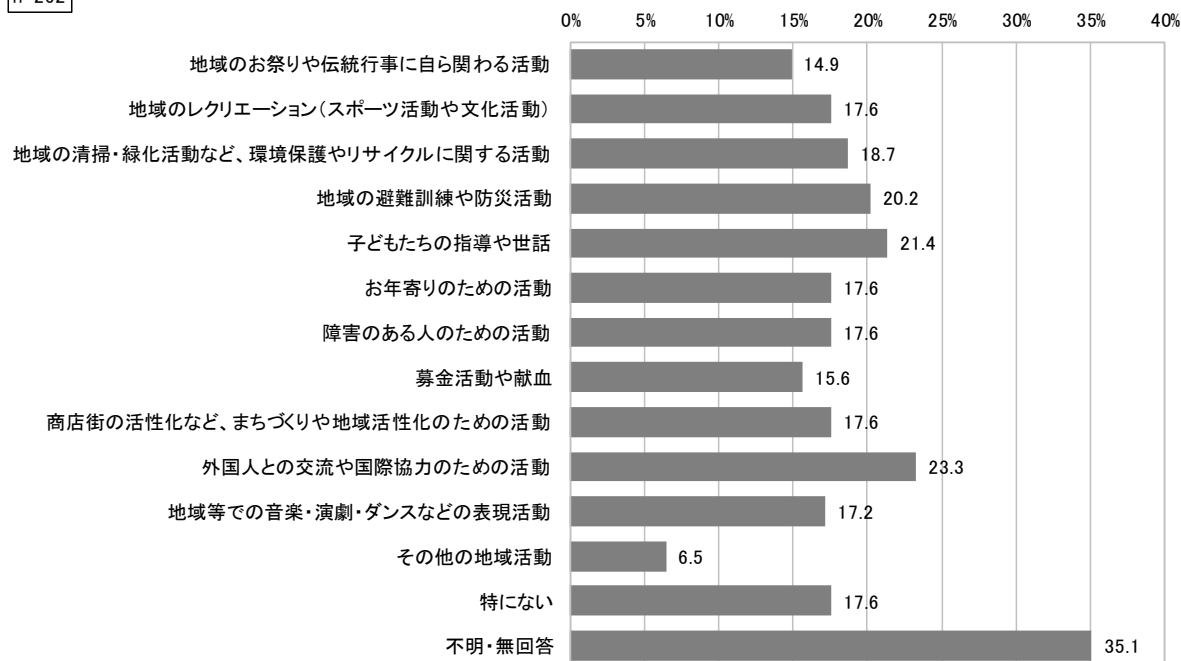


## 今後参加してみたい地域活動は何ですか

「外国人との交流や国際協力のための活動」が23.3%と割合が最も高く、次いで「子どもたちの指導や世話」が21.4%、「地域の避難訓練や防災活動」が20.2%となっています。

### ■ 今後参加してみたい地域活動

n=262

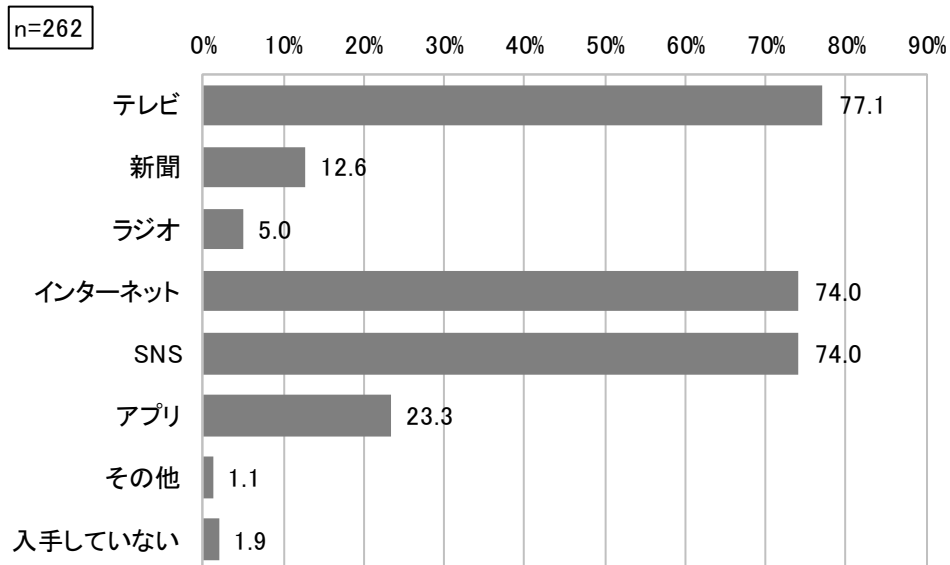


## 情報収集方法について

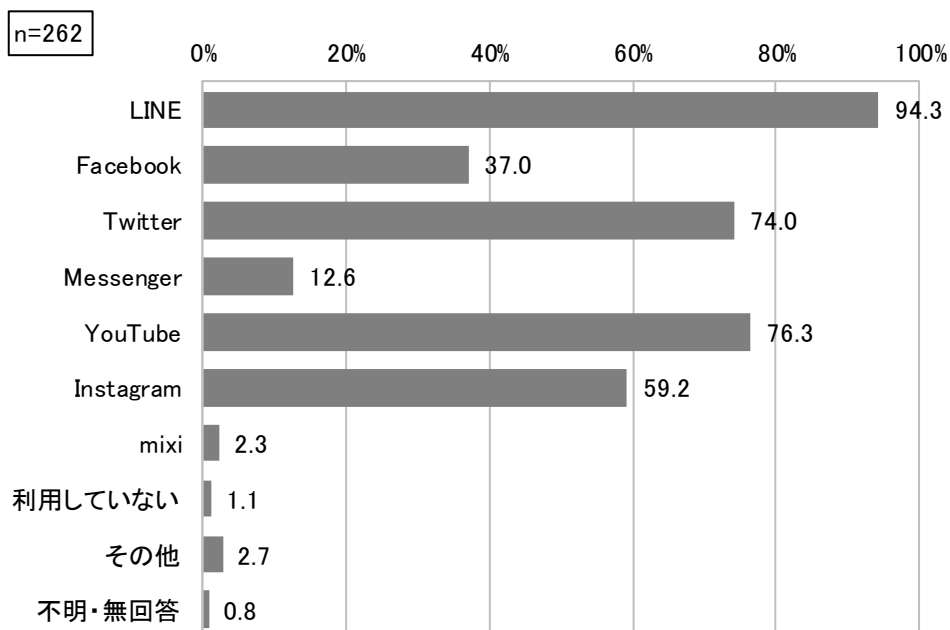
ニュースなどの情報をどのように入手していますか、利用しているSNSは何ですか

日常生活で、ニュースなどの情報をどのように入手していますかは、「テレビ」が77.1%と割合が最も高く、次いで「インターネット」、「SNS」が74%となっています。また、利用しているSNSでは、「LINE」が94.3%と割合が最も高く、次いで「YouTube」が76.3%、「Twitter」が74%となっています。

### ■ ニュースなどの情報入手手段



### ■ 利用しているSNSは

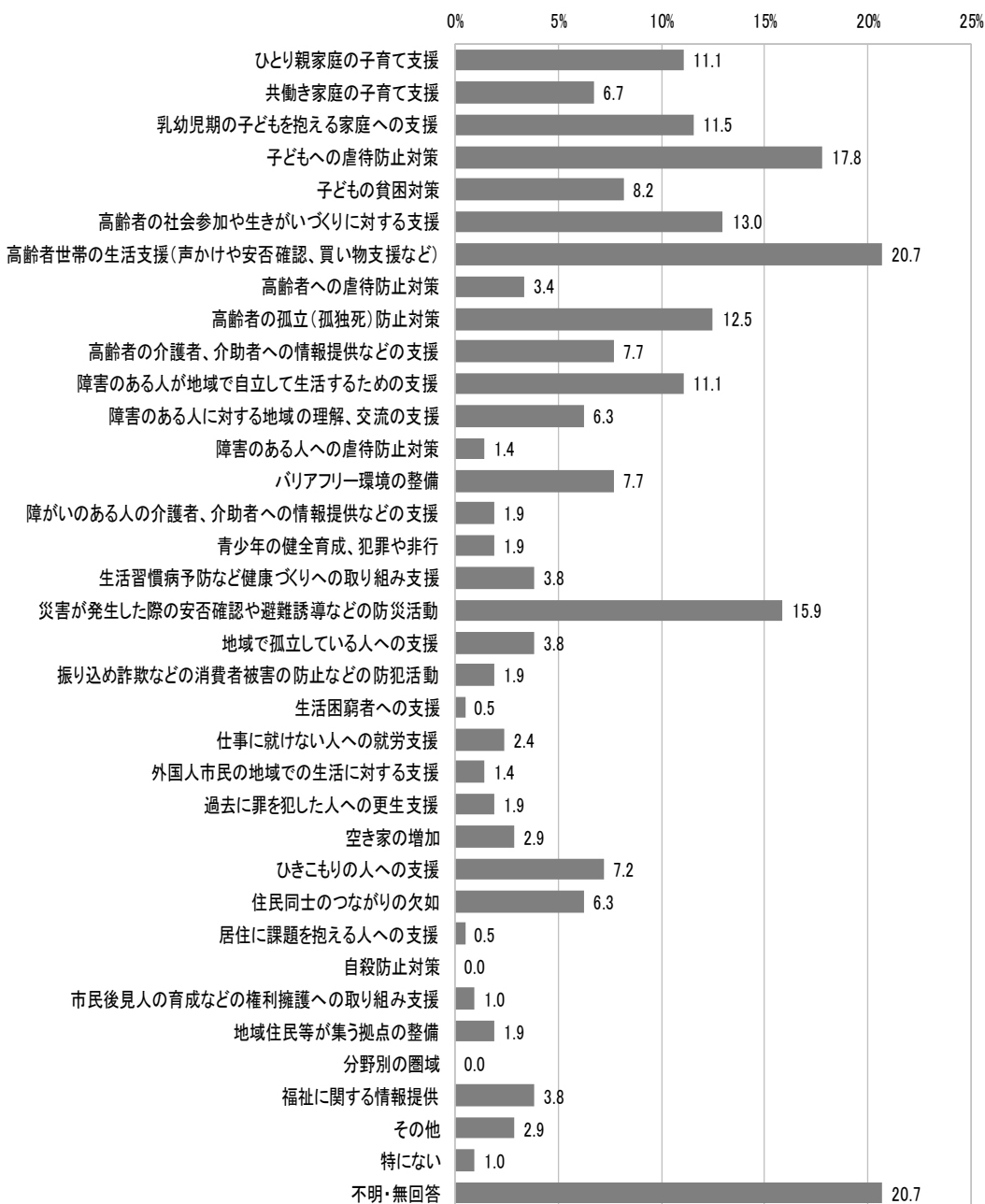


## 4 専門職アンケート調査結果より

地域で気になる課題がありますか

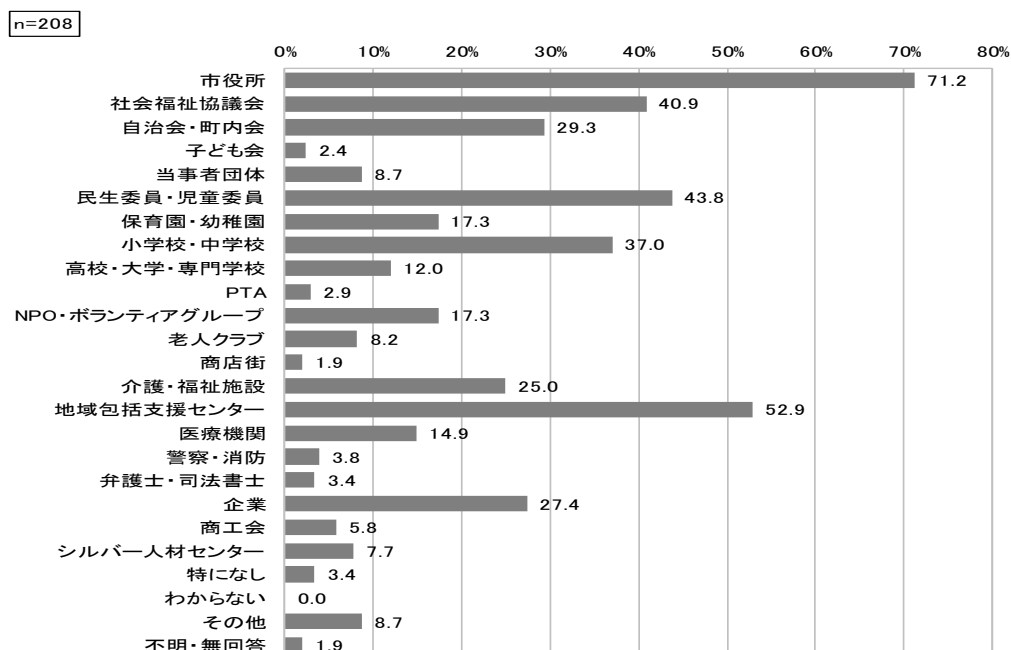
「高齢者世帯の生活支援(声かけや安否確認、買い物支援など)」が20.7%と割合が最も高く、次いで「子どもへの虐待防止対策」が17.8%、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」が15.9%となっています。

n=208



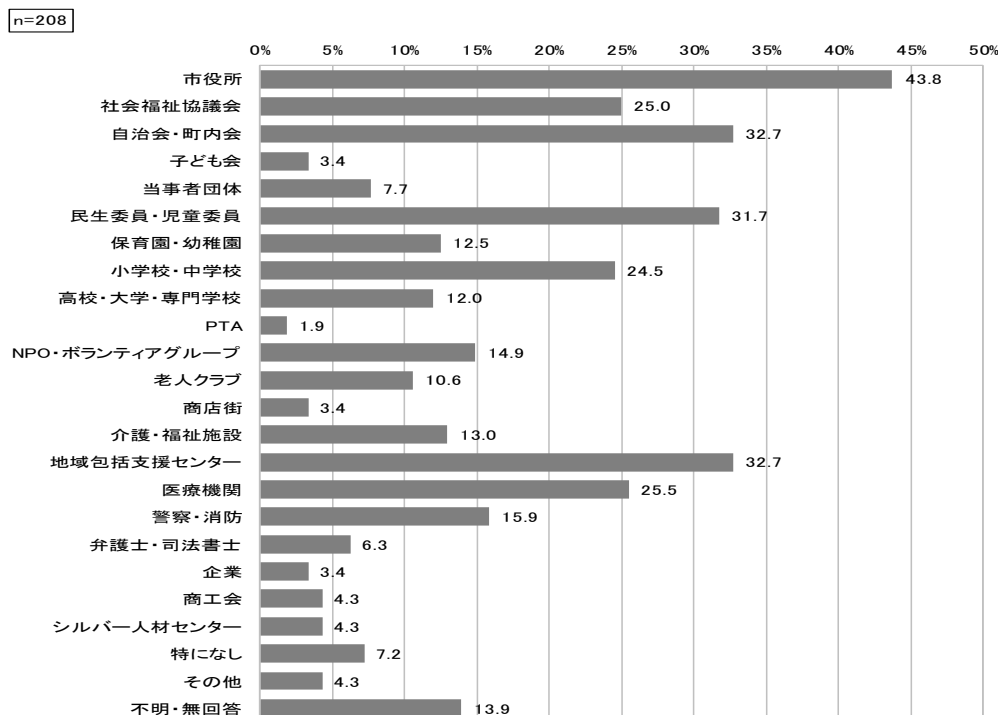
情報交換を行ったり、連携をしている相手先はどこ（誰）ですか

現在情報交換を行ったり連携をしている相手先は、「市役所」が71.2%と割合が最も高く、次いで「地域包括支援センター」が52.9%、「民生委員・児童委員」が43.8%となっています。



今後、情報交換や連携を強めたい相手先はどこ（誰）ですか

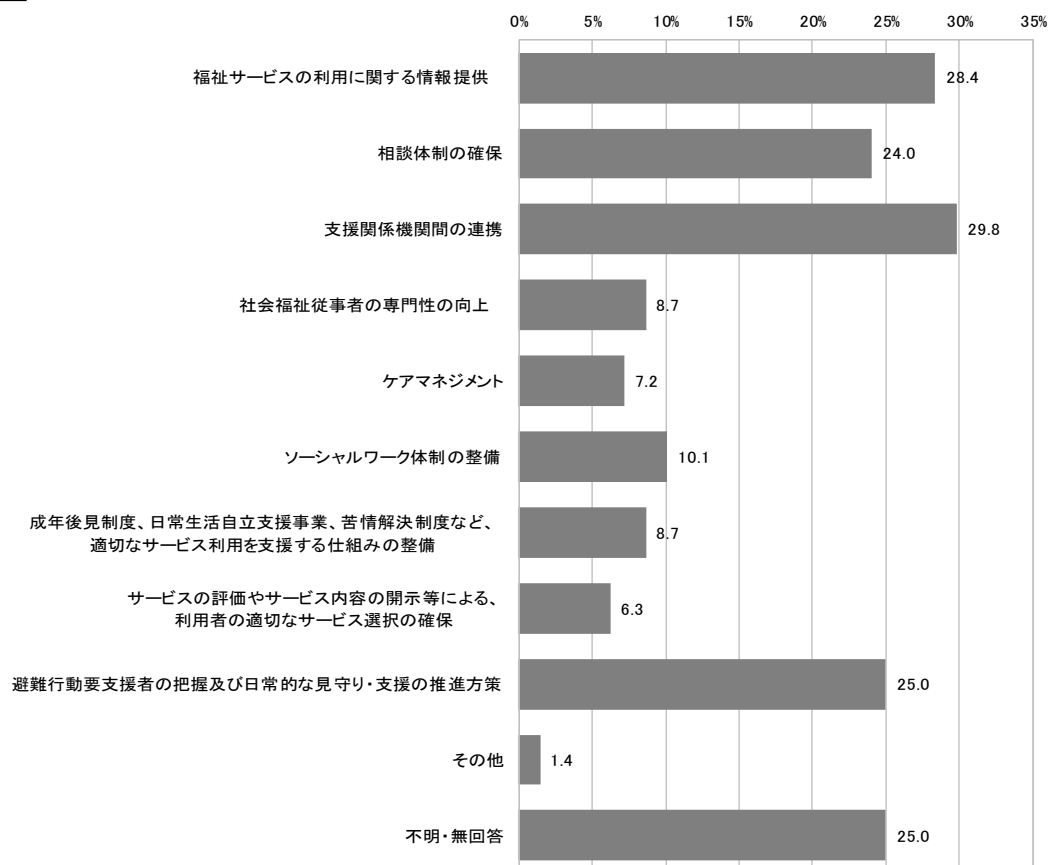
今後、連携を強めたい相手先は「市役所」が43.8%と割合が最も高く、次いで「地域包括支援センター」、「自治会・町内会」がそれぞれ32.7%となっています。





地域における福祉サービスの適切な利用促進のために優先的に取り組むべき事項「支援関係機関間の連携」が29.8%地域における福祉サービスの適切な利用の促進のために優先的に取り組むべき事項は、と割合が最も高く、次いで「福祉サービスの利用に関する情報提供」が28.4%、「避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策」が25%となっています。

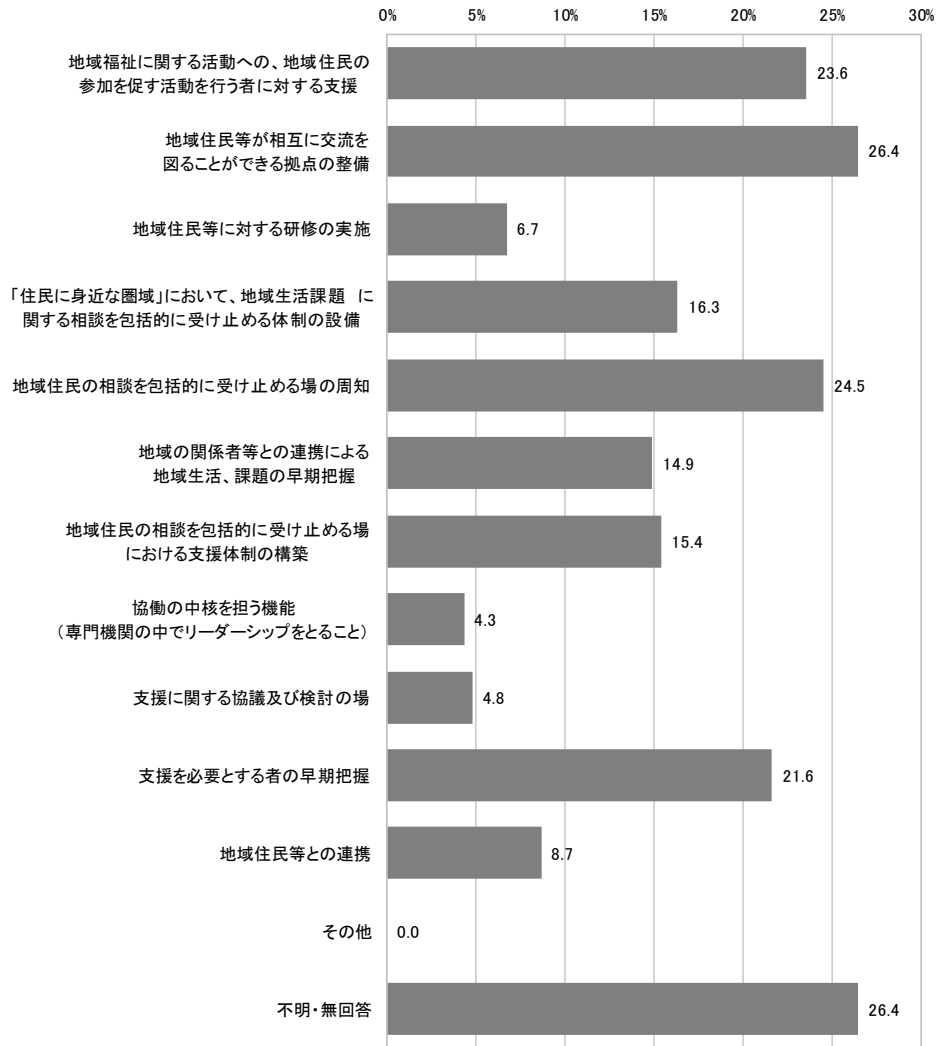
n=208



地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に関する事項として優先的に取り組むべき事項

「地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備」が26.4%と割合が最も高く、次いで「地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知」が24.5%、「地域福祉に関する活動への、地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援」が23.6%となっています。

n=208

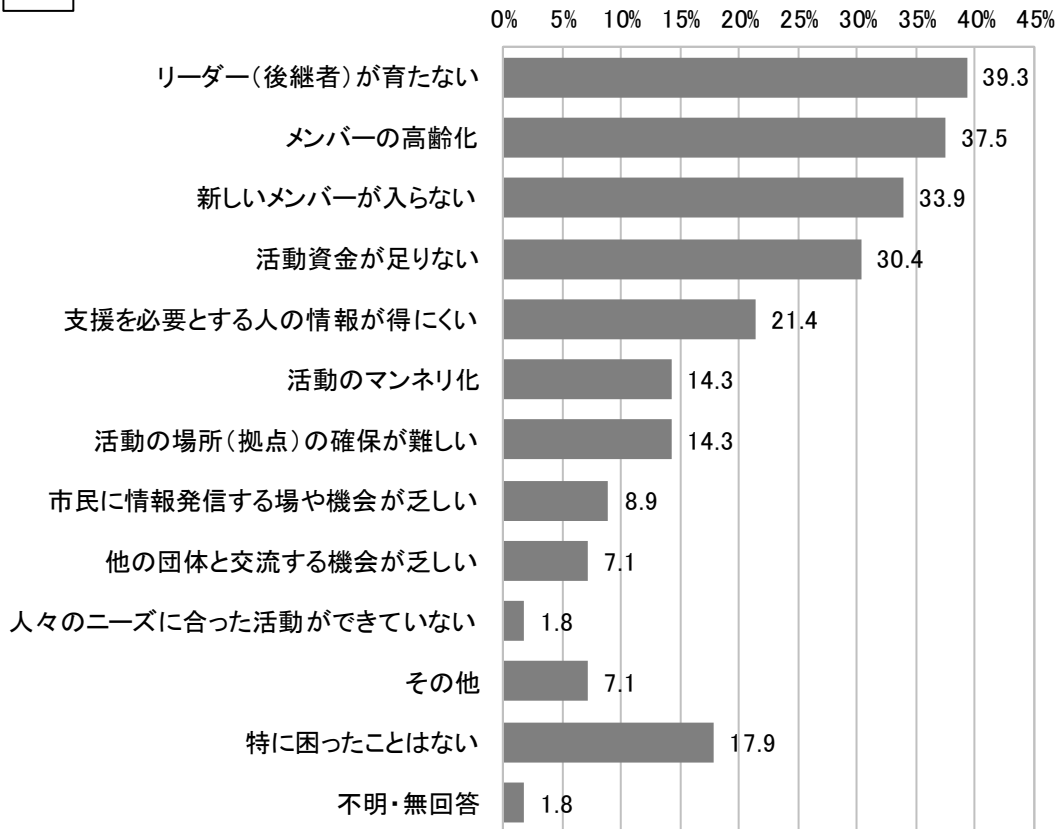


## 5 団体アンケート・ヒアリング調査結果より

### 団体の活動を行う上で困っていること

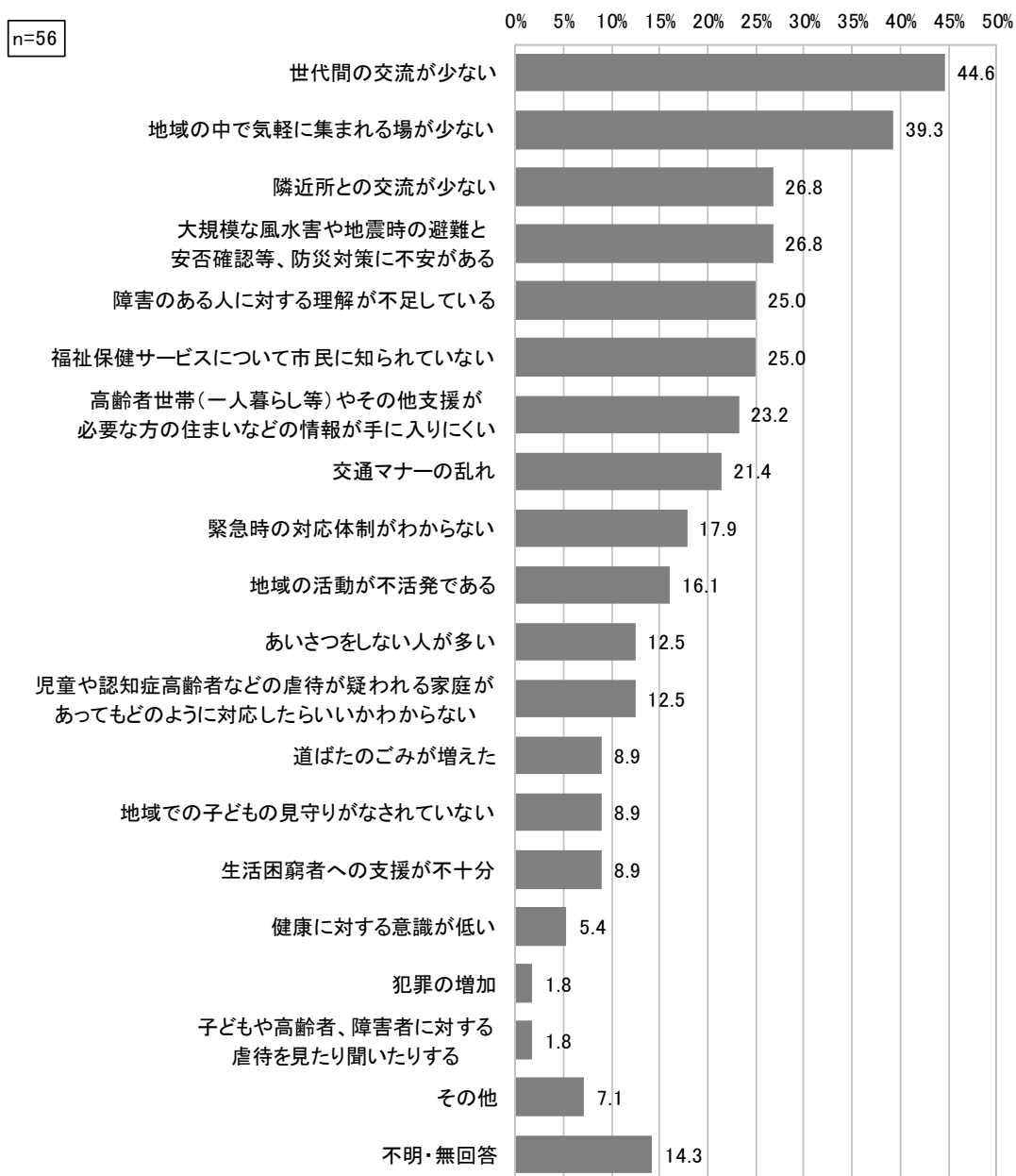
「リーダー（後継者）が育たない」が39.3%で最も割合が高く、次いで「メンバーの高齢化」が37.5%、「新しいメンバーが入らない」が33.9%、「活動資金が足りない」が30.4%となっています。

n=56



## 活動を通じて感じる、地域の問題点や課題はどのようなものですか

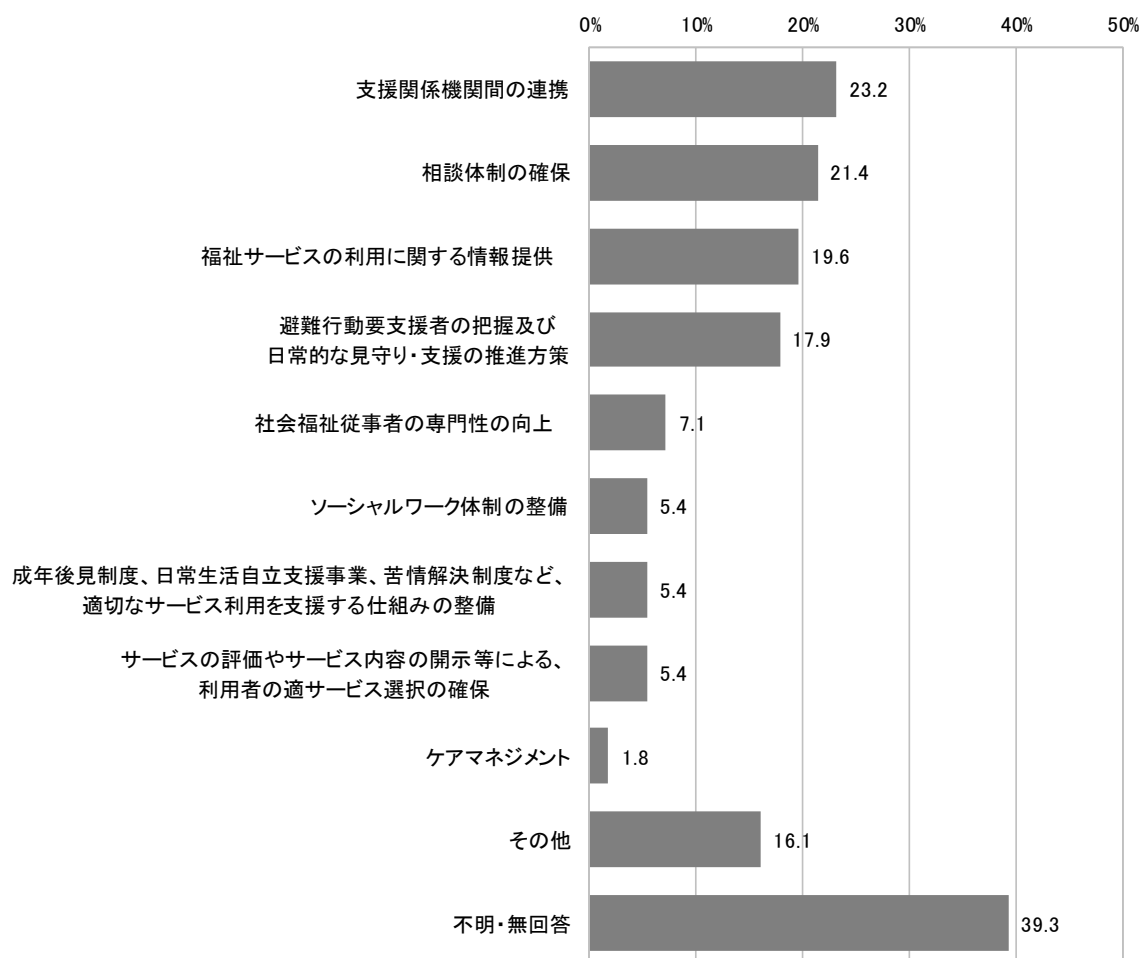
「世代間の交流が少ない」が44.6%で最も割合が高く、次いで「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」が39.3%、「隣近所との交流が少ない」が26.8%となっています。



## 地域共生社会の実現に向けて、地域における福祉サービスの適切な利用促進のために優先的に取り組むべきことは何ですか

「支援関係機関間の連携」が23.2%で最も割合が高く、次いで「相談体制の確保」が21.4%、「福祉サービスの利用に関する情報提供」が19.6%、「避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策」が17.9%となっています。

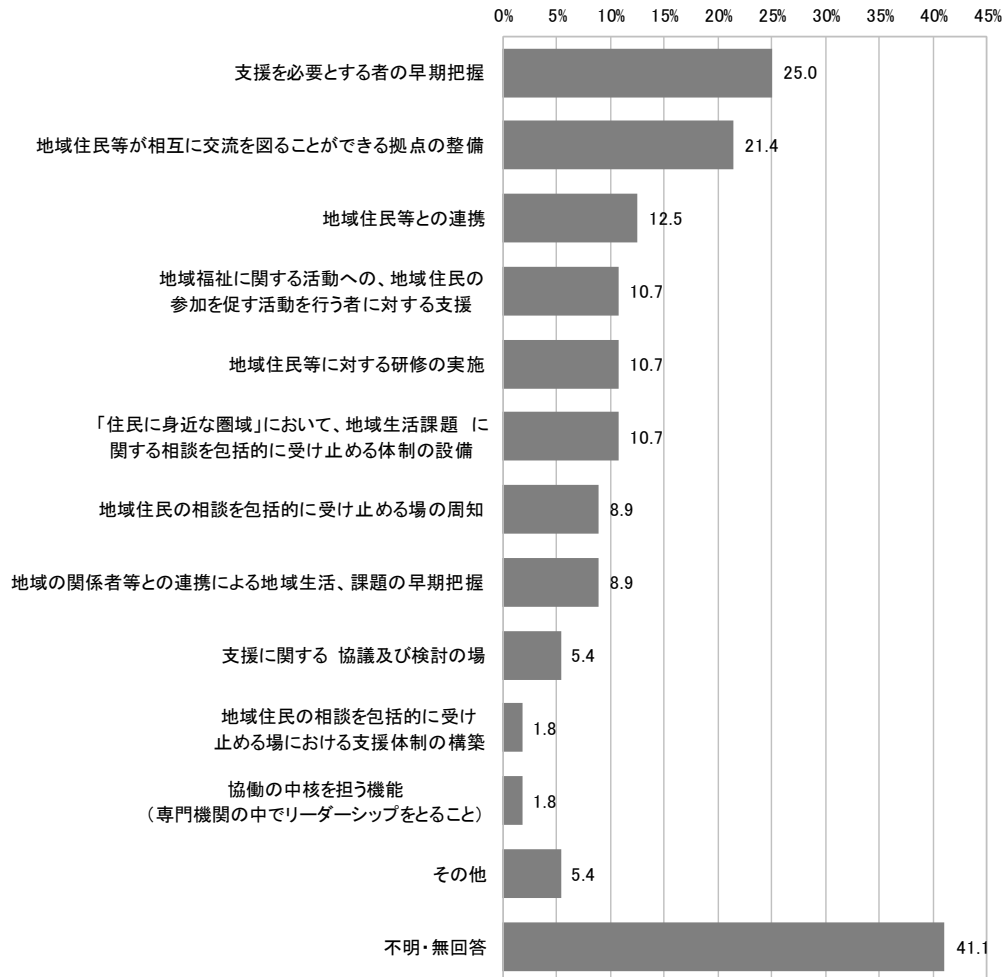
n=56



## 包括的な支援体制の整備に関する事項として優先的に取り組むべきことは何ですか

「支援を必要とする者の早期把握」が25.0%で最も割合が高く、次いで「地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備」が21.4%、「地域住民等との連携」が12.5%となっています。

n=56



## 団体ヒアリング調査

市内の福祉団体及びボランティア団体を対象に、高齢者、障害のある人、地域活動団体、子どもに関する項目についてヒアリングを実施しました。そこで出された主な意見は以下のとおりです。

### 高齢者

- ・ 市や社会福祉協議会の広報のあり方について、広報が月1回の発行になったため、1つの団体が年間2回しか掲載できない。
- ・ 活動を支える人材の確保が難しい。ちょっとでも役を与えると、次から来ない場合がある。
- ・ 町内会からスタートした老人クラブであるが、今の市民は町内会に4割しか入らない。
- ・ 民生委員がどんな活動をしているか全く分からない。訪問に来ていない。
- ・ 高齢者が詐欺に遭わないよう、また、ヘルメットをかぶるよう、詐欺被害の防止や事故防止のための指導を警察等が行ってほしい。

### 障害のある人

- ・ 視覚障害者の横のつながりがあまりない。情報を共有したり、情報を流す何かがあれば利用したい。社会福祉協議会にも個々の団体の相談には乗ってもらっているが、団体と団体をつなぐことはしてもらえていない。市役所や社会福祉協議会が能動的に働きかけてほしい。
- ・ 社会福祉協議会の場所が僻地すぎる。せめてボランティアの部分だけでも駅の近くなど、もう少し便利な場所に来てもらいたい。社会福祉協議会に障害者が行くのは大変である。
- ・ 障害者がもっと気軽に窓口で相談できる社会福祉協議会になってほしい。
- ・ 精神疾患に限らず、障害について理解を深めるためには、町内会との連携が最も効果的である。
- ・ 社会福祉協議会には、適切な回答を出してくれる社会福祉協議会であってほしいし、もっと身近に寄りやすい、相談しやすい窓口をぜひもってほしい。

### 子ども

- ・ 自分が子どもたちに労力を出し、それが自分に返ってくるということ、基本的にはそれが共助である。
- ・ 新潟の山古志村では、災害被害を受けた方が何をどこで必要としているかを村中で把握していた。情報を出し合うことで、災害時のサポートを受けられる地域となっていた。プライバシーが無い。
- ・ あなたがやらないとだめなのだよ、ということを使い続けるしかない。やれること、地域に関わることが幸せなのだ、と。
- ・ 人との関わり方が下手になってきている。子どもなりにできるトレーニングを積み重ねていかないとけない。心の健康のための福祉が必要です。
- ・ 困った人を見つけよう、ではなく、その人たちがどうやったら自活できるかをアシストすることが福祉のベースにあるべき。

### 地域活動団体

- ・ 自治会・町内会に入るメリットは、防犯である。道路の防犯灯の設置も自治会・町内会でやっている。防犯を考えれば、ぜひ自治会・町内会に入ってくださいと。
- ・ ギブ&テイクの関係を。自治会・町内会と市のつながりが薄い。
- ・ 自治会・町内会として一番大事なことは、災害が起こった時に、自治会・町内会としてどうするか。備品などは市から供与されて備蓄しているかもしれないが、どこに一人住まいの人がいるかなどの情報は自治会・町内会で全く把握していない。
- ・ 自治会・町内会とPTA、老人会、NPO等がばらばらに活動するのではなくて、地域福祉の中で一緒に会議して、やるべきことを話し合うべき。
- ・ 過去の老人会のイメージと違うことをやっていかないと、若い人は入ってこない、という観点から、地域老人会も去年あたりから活動をしていこうと、社会福祉協議会と連携を取りながらやっている。

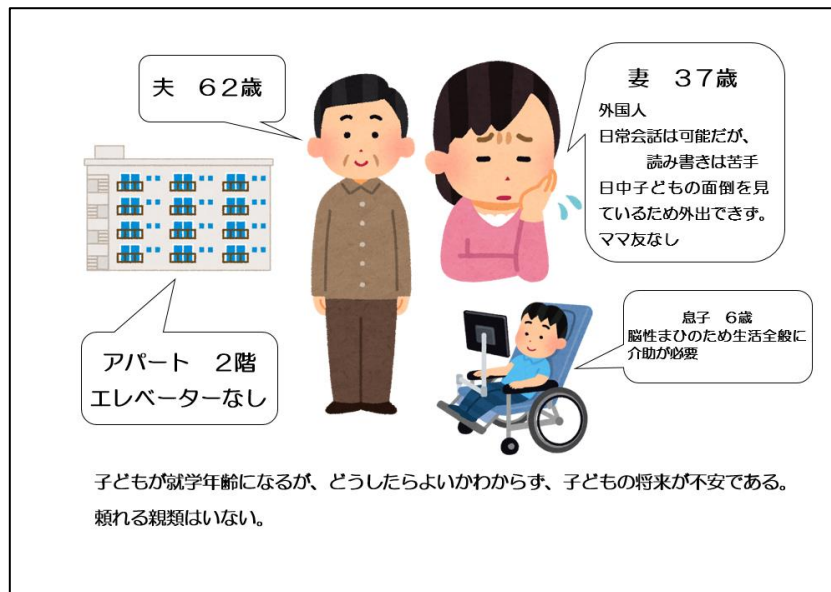
### 第3節 地域懇談会に見る市の現状

市民の方が普段の地域生活の中で感じていることや、地域での課題について、事例を5つ提示し、解決策や方向性などのアイデアや意見をうかがうため、下記のとおりです懇談会を開催いたしました。

実施期間、場所等	回数	日時	場所	参加人数
	第1回	令和元年12月12日(木) 19:00~21:00	朝霞市産業文化センター	24人
	第2回	令和元年12月13日(金) 10:00~12:00	根岸台市民センター	32人
	第3回	令和元年12月14日(土) 10:30~12:30	朝霞市総合福祉センター	41人
	第4回	令和元年12月16日(月) 10:00~12:00	膝折市民センター	33人
	第5回	令和元年12月18日(水) 13:30~15:30	北朝霞公民館	31人
	第6回	令和元年12月19日(木) 18:30~20:00	ほんちょう児童館	32人
実施方法	・ワークショップ形式			



【事例 ①多文化共生社会の実現】



分類	主なアイデア・意見
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人自らが日本語を学ぶ。</li> <li>自ら公民館や児童館等に外出し、情報を集める。</li> <li>自分からSOS(「助けてほしい」)を発信する。</li> </ul>
互助	<ul style="list-style-type: none"> <li>国籍を問わず、日常的にあいさつをして人間関係を築く。</li> <li>外国人会(集まり)があるとよい。</li> <li>市内の子育て・障害サービス情報を伝え、一緒に相談しに行く。</li> <li>買い物、ゴミ出しなどで接する機会に挨拶や世間話をする。</li> <li>障害者の互助会などがあるとよい。</li> <li>大家さんやお隣さん等が生活のルールなどを教えるとよい。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援センター、行政機関で相談できるとよい。</li> <li>通訳や外国語の対応ができる行政窓口の紹介。</li> <li>民生委員を通じて行政へ連絡する。</li> <li>市役所からの就学案内や語学補助(日本語の補助)。</li> <li>保健センター、民生委員などが関わる。</li> <li>同じような人を集めたイベントの実施。</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動手段・住まいの環境の確保に対する支援があるとよい。</li> </ul>

【事例 ②身近に迫る介護】



分類	主なアイデア・ご意見
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護で疲れている事を発信できるよう地域とつながりをもつ。</li> <li>遠方の娘を頼るなど、家族で協力する必要がある。</li> <li>自分から情報を得て、助けてほしいと発信する。</li> <li>趣味や好きな事を行う。</li> </ul>
互助	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会・町内会、同じ悩みを持っているサークル(介護の家族の集まり等)などで支え合う。</li> <li>地域などで体操を行うなど、ストレスを発散できる場を作る。</li> <li>日頃からの近所づきあい、見守り、声かけ。</li> <li>ラジオ体操やあいさつ運動などの取り組みを行う。</li> <li>周囲が認知症サポーター養成講座などを受講し理解を深める。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターや民生委員、行政などがサポートを行う。</li> <li>業者による見守り(新聞配達等)を活用する。</li> <li>施設やサービスなどの情報提供体制を整備する。</li> <li>介護のサービスを紹介する。</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険の短期入所生活介護を利用する。</li> <li>デイサービスの隣にカフェを作り息抜き場を作る。</li> <li>サロンやオレンジカフェなどを利用する。</li> <li>デイサービスやショートステイを利用する。</li> </ul>

【事例 ③事例引きこもりをなくそう】



分類	主なアイデア・ご意見
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自ら広報紙等を読み情報を集める。</li> <li>・ 定期的な病院受診。</li> <li>・ 安心ポット等を活用する。※安心ポットとは・・・無線通信機を内蔵した「電気ポット」を毎日使うだけで、離れて暮らすご家族の生活を見守ることができる「安否確認サービス」です。</li> <li>・ 生きがいとなる趣味をつくる。</li> <li>・ 家族に相談する。</li> <li>・ 近所の人に家族の連絡先を伝え、見守りを依頼する。</li> </ul>
互助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域からの声掛け。</li> <li>・ 地域のイベント事に誘ってみる。</li> <li>・ 近所で見守りや、ラジオ体操等の地域のイベントに誘ってみる。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当の民生委員に力を借りる。</li> <li>・ 行政に相談し安心見守り通報システムの導入を検討する。</li> <li>・ 行政や包括支援センターに相談する。</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険の申請するため、包括支援センターに相談する。</li> <li>・ 通所サービスの利用。</li> </ul>

【事例 ④見て見ぬフリできますか？】



分類	主なアイデア・ご意見
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>お祭りなど、地域のイベントに参加してつながりを持つ。</li> <li>自分で行政や相談窓口の場所など情報を集める。</li> <li>ママ友が作れるような場所へ足を運ぶ。</li> <li>近隣の住民に相談できるよう、普段から挨拶をする。</li> <li>公園などに行く。</li> </ul>
互助	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣近所で情報共有（怒鳴り声の回数等）等の協力をして見守る。</li> <li>気軽に集える場が必要である。</li> <li>見かけたら声をかけてお喋りしながら困っていることがないか、不安に感じていることがないか聞く機会を作る。</li> <li>ポストインで地域の情報や相談先が掲載されている情報を伝える。</li> <li>子どもと挨拶を交わして顔を覚えてもらう。</li> <li>地域の催しに誘ってみる。</li> <li>子どもの接点から声をかけて困りごとがないか聞いてみる。</li> <li>地域の情報を伝えながら様子を見る。</li> <li>親のストレス解消法を検討、精神面でサポート。</li> <li>周りがSOSに気づく。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所や子育て支援センター、警察に（匿名で）通報及び相談する。</li> <li>民生委員に定期的な訪問をお願いする。</li> <li>朝霞市子育てガイドブックや児童館などを活用。</li> </ul>
共助	—

【事例 ⑤地域で若者を支えよう！】



分類	主なアイデア・ご意見
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のイベントやボランティア活動等に参加し繋がりを持つ。</li> <li>実家に戻る。</li> <li>気軽に働けるアルバイトなどから始めてみる。</li> </ul>
互助	<ul style="list-style-type: none"> <li>婚活（街コン）などに参加する。</li> <li>近所での見守り、声かけ。</li> <li>町内会の催し物に誘いつながりを持つ</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワークの制度や職業訓練などを利用する。</li> <li>ボランティア相談や行政には生活保護などの相談を行う。</li> <li>生活福祉資金</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護</li> </ul>

## 身近な地域における課題等について（意見）

- 人間関係の希薄さが気になる。
- 子どもが犠牲になるニュースが多いが、朝霞の防災無線で子どもの帰宅のアナウンスをすることは地域住民がみんな意識して子どもを見守るきっかけになる。
- 外国籍市民が多いので、互いに生活習慣の違いを受け入れる関係づくりが必要だと感じることがある。
- 朝霞市はマンションが多く、コミュニティが作りづらい。
- 必要な情報が必要な方に届けられるような情報発信のシステム作りが必要である。
- 定年退職した男性が地域の交流の場につながりづらい。キッカケがあるとよい。
- 一人暮らしの高齢者が気になるが、関わり方が分からない。
- 子育て中の母親が子どもと2人だけで長い間いると、子どもにあたってしまうことが考えられる。悪循環をなんとかして止めてあげたい。
- 外国籍の子どもに対して積極的に声をかけていきたい。
- 夫婦ともに病気で倒れてしまったケース、一人暮らしの高齢者で引きこもりがちの方などには手を貸したいがSOSがないとどうすればよいか分からない。
- 地域で、男性が比較的引きこもりがちになる傾向にある。
- 同じマンション内であっても、あいさつが返ってこないケースがある。最近の子どもは、SNSを通じて、近所だけではなくて様々なところに友達がいる。危険と隣り合わせではあるが、こうした共通の趣味などを通じた知り合いが、むしろ年を取ってからもつながっていく友達になるかもしれない。
- 老人クラブに参加し始めたことで外出機会が増え、生き生きとしている人がいる。バス利用が移動の助けになっている。
- 世代を超えて地域全体で関われる場があるとありがたい。
- 働いている人は、地域に目を向ける余裕がないケースが多い。近所で虐待が疑われるケースがあるが、今後の付き合いを心配して通報をためらってしまう。
- 空き家が多くて、防犯等の面で心配がある。
- 足が不自由になると、通院や買い物の際の移動手段が課題になる。
- 若い夫婦が朝霞に転入してきてから子育てをするケースは多くあるが、それを受け入れてもらえるような近所付き合いが今後も必要なのではないか。
- 行政の公的サービスは恐らく十分にあると思われるが、公助と自助、互助をうまくジョイントする役割が必要ではないか。それらが連携すると情報の周知も早くなる。
- 虐待に関係すると思われるが、夜になると夫婦げんかが始まり子どもの泣き声も聞こえる。ただ、普段話すとすごく仲がよさそうにしており、虐待の確信が持てずどう対処すべきか悩ましい。
- 昔は回覧板を手渡しだったが、今はポストに入れるだけというところが増えている。ポストに入ったままになっていると、安否確認に役立つ可能性がある。
- 最近、若い人の入れ替わりが多く、近所にどういう人が住んでいるのか把握できない。また、あいさつをしても返ってこず、関係が築けない。
- 町内会は街灯や消火器の点検や購入等をしているが、町内会に入るメリットが少ないという意見がある。
- デイサービスに通っていない時間の過ごし方や居場所などについては気になる。
- 地域で子どもの登下校の見守りをできるとよい。
- 高齢者の買い物支援などを申し出ても遠慮されることがあり、声を掛けづらい。
- 子どもへのあいさつについて、「知らない人から声を掛けられても反応しちゃう駄目」といった防犯意識の高まりもあり、交流のきっかけをつかみづらい。

- 近所づきあいから包括支援センターを紹介したが、何かあったら近所とタッグを組んで力になれるように話をしている。
- 母子で暮らしている。「母を施設に」は収入がなくなるので子は反対している。
- 実際に虐待と思われる場面に遭遇しても、相手からの逆恨み等を考えると直接声をかけたりするのがためられる。

#### ■ 地域懇談会の様子



## 第3章 基本理念・基本目標

---

- 1 基本理念
- 2 基本目標・施策の方向性
- 3 施策の体系
- 4 圏域の考え方



# 1 基本理念

本市は、平成28(2016)年度に「第5次朝霞市総合計画」を策定し、10年間の将来像(ビジョン)を「私が暮らし続けたいまち 朝霞」と定め、各政策分野における施策に取り組んでいます。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画(以下、「本計画」という。)は、いわば車の両輪や鳥の両翼のように、互いに連携しながら地域福祉を推進していくもので、第3期の本計画では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするため、市民が地域福祉の担い手となって主体的に活動していくことができるよう、市民一人ひとりの支え合いの「心を育み」、「地域でつながる」仕組みを目指して、基本理念を「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」と定めています。

第4期の本計画においても、市民、行政、団体等のすべての主体が、なお一層、この基本理念を意識していくこと、発信していくこと、共有していくことにより、誰もが地域でつながっていくことになり、今後、地域福祉が推進されていくものととらえ、また、国が提唱する「地域共生社会の実現」に向けて、今後展開される施策を想定した場合においても、十分意義を果たせるものと考え、第3期の基本理念を受け継ぐこととします。

## 《基本理念》

「支えあいの心を育み、

誰もが地域でつながるまち」

## 2 基本目標・施策の方向性

本計画では、基本理念を実現するために、基本目標を「仕組みづくり」、「心づくり」、「地域づくり」の3つに分けて定め、それぞれの施策に取り組んでいきます。

### 【1】 市民の暮らしを支える仕組みづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、高齢者の福祉、障害のある人の福祉、児童の福祉その他の福祉など、各分野に共通するサービスを横断的に提供できる仕組みづくり、複合的な課題や制度の狭間の問題等に対応するための相談支援の体制づくり、市及び社協における福祉サービスの充実に努めます。

また、認知症対策や虐待防止などの権利擁護の体制等の充実を進めるとともに、住民が気軽に集まり、活動することができる場の提供に努めます。

さらに、生活困窮者等への支援に向けて、関係機関等と連携しながら、生活保護に至る前の段階で、適切な相談、支援などに取り組みます。

### 【2】 思いやりと支え合いの心づくり

地域福祉の推進にあたり、分かりやすい福祉サービス情報の提供と、支援に必要な情報の共有に努めます。

学校における福祉教育の充実や地域福祉を学ぶ機会の提供などを通じて、基本的な福祉意識の醸成に努めるとともに、地域活動、ボランティア活動を担う町内会・自治会をはじめとする地域の団体の活性化や人材の発掘・育成に努めます。

また、地域に暮らす高齢者や障害のある人などの支援を必要とする人の把握や見守りが促進されるよう取り組めます。

### 【3】 安心して暮らしやすい地域づくり

誰もが安全・安心に暮らせるまちを望んでいて、一番関心の高い事項でもあります。

平時から、地域住民同士でつながりを持つことは、今般の地震や風水害等の災害の状況を見ても、安否確認や避難など、とても重要な役割を担います。

災害時に避難行動要支援者が安全に避難できる対策や、防災訓練、防災講演会などを通じて住民の防災力の向上に努めるとともに、犯罪が起きにくくするよう防犯意識の向上や地域の見守り活動などを促進します。

また、誰もが安定した住居を確保し、気軽に外出できるよう支援するとともに、地域で交流できるためのユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進します。

### 3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち	【1】 市民の暮らしを支える 仕組みづくり	(1) 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり
		(2) 相談支援体制の充実
		(3) 保健医療・社会福祉サービスの充実
		(4) 権利擁護の推進
		(5) 生活困窮者等への支援の充実
		(6) 地域住民の交流の促進
	【2】 思いやりと支え合いの 心づくり	(7) 地域福祉に関する理解と参加の促進
		(8) 支え合い、助け合いの気持ちの醸成
		(9) 地域での見守りの充実
		(10) 情報共有・発信の充実
		(11) 地域福祉を支える団体の活性化・人材の育成
	【3】 安心して暮らしやすい 地域づくり	(12) 施設等の整備・充実
		(13) 防災対策の充実
		(14) 防犯対策・更生保護の推進
		(15) 外出・移動の支援
		(16) 住まいの確保等への支援
		(17) 更生保護の推進(再犯防止推進計画)

## 4 圏域の考え方

地域福祉計画策定ガイドラインでは、「各分野の制度の狭間の問題を解決していける地域の実現に向け、「住民に身近な圏域」を定め、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制等の整備が求められています。

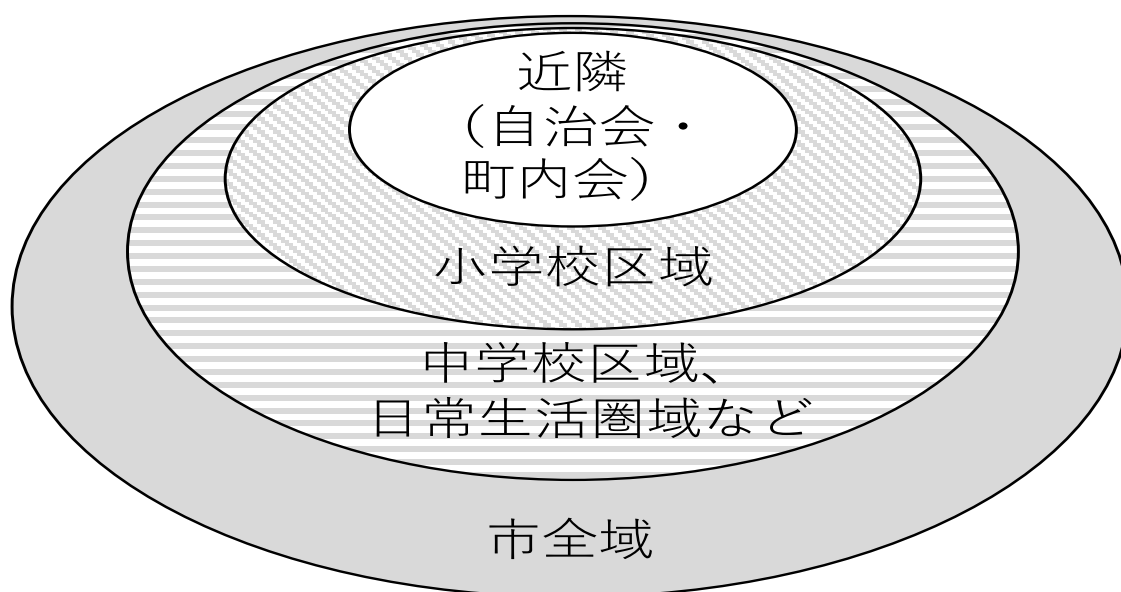
「住民に身近な圏域」とは、「高齢者、障害者、子ども・子育て等の各福祉分野で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域との関係を整理し、地域を重層的に捉えていく視点」が必要とされています。

しかし、「住民に身近な圏域」の捉え方は、人それぞれですが、住民の日常生活や、市や社協・関係団体等が実施する事業活動をはじめ、地域コミュニティを構成する人達のあらゆる活動の範囲など多種多様となります。

本市の「住民の身近な圏域」としては、日常的に顔を合わせる隣近所で構成する「町内会・自治会」をはじめ、生活環境が似通いコミュニティが形成しやすい「小学校区域」や「中学校区域」、また、地域包括支援センターを核に介護予防のサービス等を提供する「日常生活圏域」、そして行政の区域として定める「市全域」が考えられます。

地域福祉におきましては、4つの圏域を基本に、それぞれの圏域に見合った多様な活動や取組が活発に行われるとともに、圏域の中や圏域同士の連携によって、柔軟かつ有機的に活動や取組が展開されていくものと考えます。

今後におきまして、地域共生社会の実現に向けた、新たな支援体制の機能・役割、体制等を構築する際には、圏域含めて検討する必要があります。



重層的な圏域（4階層）のイメージ

## 第4章 施策の展開

---

基本目標1 市民の暮らしを支える仕組みづくり

基本目標2 思いやりと支え合いの心づくり

基本目標3 安心して暮らしやすい地域づくり

# 基本目標 1 市民の暮らしを支える仕組みづくり

## 方向性 1 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり

### ■現状と課題

従前より「介護」や「子育て」などに課題を抱える世帯や、生活に困窮する世帯はありましたが、昨今は、複合的な課題を抱えるケースも増加しています。例えば80代の親と50代の働いていない独身の子どもが同居する世帯、介護と育児の課題を同時に抱える世帯など、生活に困窮するほかにも多様な問題に陥っているケースが増えてきています。

こうした複合的な課題を抱えるケースの解決に向けて、福祉関係の領域のみならず、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、住居、家計、権利擁護、多文化共生など多様な分野で横断的な体制を構築する必要があります。

また、分野横断的な体制を構築するには、行政のみならず、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉団体やボランティア組織など市内で活動する関係機関や関係者の協力が必要になることから、連携する体制づくりを検討する必要があります。

### ■アンケート等から

市民アンケートの設問【福祉のまちづくりに向けた、行政と地域住民の関係について、あなたの考えに最も近いものはどれですか】では、「福祉の問題についても、行政と住民が協働して、取り組むべきである」が43.6%と最も割合が高く、団体アンケートの設問【地域における福祉サービスの適切な利用の促進のために優先的に取り組むべき事項】では、「支援関係機関間の連携」が23.2%で最も割合が高くなりました。

### ■目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる重層的な支援体制の構築を目指します。

## ◎市の主な取組

### ①重層的支援体制整備事業の検討 福祉相談課

既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な新たな支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業について検討していきます。

### ②生活困窮者・世帯の自立支援 福祉相談課

生活困窮者の自立の促進を図るために、生活困窮者自立支援法に基づき、相談や就労支援、学習支援、住居確保給付金の支給などの各種支援を実施します。

### ③地域包括ケアシステムの深化 長寿はつらつ課

介護や支援の必要性の有無に関わらず、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、各種事業を実施します。

地域包括支援センターでは、地域包括ケアシステムの推進の拠点として、機能強化を進めながら、包括的支援事業として、高齢者等の総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等の業務を委託し、実施します。

このほか、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議運営事業、認知症総合支援事業を行い、任意事業として、高齢者虐待防止事業や、成年後見制度利用支援事業等を行います。

### ④児童虐待への対応 こども未来課

要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議を定期開催し、体制づくりや情報共有など関係機関との連携強化を図るとともに、個別支援会議を適宜開催し、児童虐待対応に取り組めます。

### ⑤市民参画と協働による地域づくりの促進 政策企画課

講座や講演会等の開催を通し、地域での活動に関心を持つ人材を発掘するとともに、お互いのつながりづくりのきっかけとなる機会を提供することで、これから実際に地域に関与する活動に取り組む担い手を育成します。

## ◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
生活困窮に関する相談件数	563件	600件
地域包括支援センターの数 (基幹型を含む)	5か所	7か所

## ◎社協の主な取組

### ①関係機関との連携

高齢者支援では、地域ケア会議、生活支援コーディネーター会議等に参加し、障害者支援、子育て支援等、様々な関係者との情報交換等を通じて連携を強めてきました。今後、さらに「連携・協働の場」としての役割を十分に発揮し、地域住民や地域の様々な関係者・地域団体の参加と協働をもとに、地域の生活課題(ニーズ)について解決できる仕組みをつくっていきます。

## ②身近な福祉圏域の検討

第3期活動計画では、地域包括支援センターの圏域に合わせ地区活動を行ってきましたが、住民が身近に感じる福祉圏域について見直し・検討していく必要があることを認識しました。地域での福祉活動を、市民や関係団体と共に進めてきた従来のエリア(福祉圏域)を参考にしつつ、市内の他分野の圏域について情報を収集し、地域住民が身近に感じ、参加しやすい新たな福祉圏域を検討・研究していきます。

## ③コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置

地域において、ちょっとした困りごとから生活上の課題を抱える個人や世帯等、様々な地域課題が存在し、社協は地域住民と共に課題解決に向けて取り組んでいます。しかし、困りごとがあっても自ら相談できないなど、福祉課題を抱えている人が増えてきています。CSWは、そのような人たちが地域から孤立しないように、身近な生活課題を見つけ(気づく)、近隣住民や生活支援コーディネーターなどの関係者、関係機関等との連絡調整しながら(つなぐ)、地域で支え合う仕組みを一緒に考え(つくる)、地域の多様な生活課題の解決に向けて取り組んでいけるよう配置に向けて検討していきます。

## ◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
各関係機関や各事業に伴う情報交換	69件	100件
身近な福祉圏域の検討	—	2回

## ◎地域でできること

### 《市民》

- ・ 地域団体等の活動に担い手として参加する。
- ・ 関係機関や地域団体等とつながり、顔の見える関係を築く。

### 《関係団体等》

- ・ 関係機関や地域団体等によって、情報交換をするなどネットワークづくりを進める。

顔の  
イラスト

市や社協が行う福祉に関するイベントや講演会に参加してみました。地域で暮らすことを考えるきっかけになり、まちの人への関心やご近所さんとの付き合い方が変わりました。



## 方向性 2 相談支援体制の充実

### ■現状と課題

市では、平成30(2018)年度に福祉相談課を設置し、福祉の総合相談を、社協では平成29年度から福祉の総合相談を行っています。どちらも、相談の内容に応じて、既存の制度を活用した支援を行うほか、関係部署や関係機関を案内するなど、必要な支援に繋げるよう努めています。

また、高齢者の相談をはじめ、障害のある人の就労相談、こども相談、生活困窮者の相談など各分野における相談支援体制を整え、各担当課で専門的に対応しています。

社協では、他にも、管理運営する施設において、利用者本人及び家族等の相談事に日常的に対応しています。また、ボランティアセンターにおいては、支援を受けたい人や支援したい人等からの相談にも対応しています。

今後は、中高年のひきこもり、若年性認知症、ごみ屋敷問題など福祉ニーズの多様化・複雑化によって、制度の狭間に陥っているケースや、複合的に分野をまたがる困難なケースも現れていることから、国が提唱するように、介護、障害、子ども、困窮に関する相談を一体的に、本人・世帯の属性にかかわらず、包括的に実施できる相談支援体制を検討する必要があります。

### ■アンケート等から

市民アンケートの設問【困ったことがあるとき、近所で気軽に相談できる人はいますか】では、44.7%の割合の人が「いない」と回答しました。

【今後、市及び社協で福祉のまちづくりを進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか】では、「相談支援体制の整備」が24.5%を占めており、団体アンケートの設問【すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なこと】では、「日常生活に関する身近な相談窓口の整備」が55.4%と最も割合が高くなりました。

### ■目指す姿

高齢者、障害のある人、子育て世帯など地域の住民の身近な困りごと相談をはじめ、複雑化・複合化した相談に対応する包括的な相談支援体制の構築を目指します。

### ◎市の主な取組

#### ①福祉の総合相談 福祉相談課

高齢者の困りごと相談をはじめ、生活困窮など複雑化・複合化した様々な相談に対応していくほか、アウトリーチを含む早期的な対応や本人・世帯を包括的に受け止めるなどの支援に努めます。

#### ②障害者相談支援 障害福祉課

指定特定相談支援事業所等が障害児者とその保護者に対し、必要なサービスや制度の案内を行うとともに、困り事などの相談に対応していきます。

### ③精神保健福祉相談 障害福祉課

主に精神障害のある人やその家族の困りごとなどに対して、精神保健福祉士が相談に対応していきます。

### ④障害者相談支援センター等による相談 障害福祉課

障害のある人に何か困り事や相談があった場合には、障害者相談支援センターのほか、各施設職員、身体障害者・知的障害者相談員、ケースワーカー等が対応していきます。

### ⑤高齢者総合相談 長寿はつらつ課

市と各地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員を中心に、高齢者や家族に対し相談体制の充実を図ります。

### ⑥子ども家庭総合支援拠点の整備 こども未来課

子どもとその家庭、妊産婦等を対象に地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う子ども家庭総合支援拠点の設置を検討し、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携した支援を行います。

### ⑦女性総合相談・DV相談 人権庶務課

それいゆぷらざ(女性センター)では、女性が抱える悩み事全般に関する女性総合相談と、配偶者やパートナーからの暴力に関するDV相談を行います。

### ⑧人権相談 人権庶務課

人権擁護委員と連携しながら人権相談を実施し、市民の基本的な人権の擁護に努めるとともに、市民の人権尊重意識の向上を図ります。

### ⑨消費生活相談 地域づくり支援課

消費者被害の未然防止・被害回復のために、消費生活相談員による相談を行います。

## ◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
福祉の総合相談件数	1,211件	1,400件

## ◎社協の主な取組

### ①特別な配慮が必要な子どもへの相談・支援

社協が運営する児童を対象とした施設において、児童の様子がいつもと違う様子であれば専門機関等へ相談するなど、他機関と連携を図っています。一人で悩まないように相談ができる場があることを広く周知し、多様な相談に気づき対応できるように関係機関との連携をさらに深めていきます。

### ②身近な総合相談支援の充実

平成29(2017)年度から総合相談の窓口を社協に設置し、住民の困りごとを幅広く受ける体制を整えました。日常生活の中で住民が感じる不安や困りごとに対し、誰もが気軽に利用できる総合相談窓口を目標に、様々なニーズに応えるため児童・高齢・障害等の各専門機関と連携し、総合相談の充実を図ります。

### ③ボランティア活動の相談・コーディネート推進

ボランティアコーディネーターは、市内の福祉施設や活動団体、関係団体等のボランティアに関する情報を集約し、ボランティアをやりたい人とボランティアに来てほしい人をコーディネートします。また、ボランティア募集やボランティア団体の活動状況等をボランティアニュース・広報紙社協あさか・SNS等で発信し、ボランティア情報を必要としている人へ届けるとともに、ボランティアに参加する方が増えるように努めます。

### ④身近なボランティアの相談窓口の充実

ボランティアセンターは、「地域に開かれた社協のフロント(窓口)」としての機能を有するため、ボランティアに関する相談や情報掲示ができるスペースを確保し、ボランティアセンター窓口の機能充実を図ります。また、ボランティアセンターまで来所することが難しい方へ向けて、市内の公共施設、スーパーやドラッグストア等に出張ボランティアセンターの開設を働き掛け、ボランティア相談スペースの確保を図ることで相談窓口の拡充を検討していきます。

## ◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
総合相談件数	23件	30件
ボランティア相談件数	78件	100件

## ◎地域でできること

### 《市民》

- 困りごとがあれば市や社協に設置されている総合相談へ連絡する。
- 地域の民生委員や隣近所で相談しやすい人に相談する。
- 身近な地域のボランティア活動に参加する。

### 《関係団体等》

- 相談者からの相談を受け止め、行政や関係機関と連携し解決を図る。
- 相談における情報交換や情報共有で連携する。
- 身近な地域のボランティア活動に参加する。

顔の  
イラスト

専門的な窓口に相談するほどじゃなくても、普段利用している施設のスタッフとの雑談で悩みを聞いてもらおうと、ちょっとしたアドバイスが聞けることもあります。心配ごとは一人で抱えないで、早めに聞いてもらえる先を知っておきたいです。

## 方向性3 保健医療・社会福祉サービスの充実

### ■現状と課題

市では、介護保険事業計画に基づく地域密着型サービスをはじめ、在宅医療及び各種介護サービスの提供に努めるとともに、母子保健における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援、自殺予防対策の充実に向けた関係機関との連携、地域医療体制の整備、障害のある人の社会参加等を図る地域活動支援センター及び生活ホームにおける支援など、社会福祉サービスの支援に取り組んでいます。

社協では、管理運営する施設を中心に利用者の支援を行う中で、一人ひとりの状況・ニーズに応じて新たなサービスの利用を提案し、他の専門機関との連携により、よりよいサービスの提供に努めています。

### ■アンケート等から

市民アンケートの設問【今後、朝霞市及び朝霞市社協で福祉のまちづくりを進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか】では、「保健・医療・福祉の連携」が21.7%を占めており、専門職アンケートの設問【地域で気になる課題で、優先的に解決すべき項目】では、「高齢者世帯の生活支援」が20.7%で最も割合が高くなりました。

### ■目指す姿

高齢者、障害のある人、子ども・子育て世帯等が、必要な医療・社会福祉サービスを、安心して適切に利用できるまちを目指します。

## ◎市の主な取組

### ①地域活動支援センター及び生活ホームへの支援 障害福祉課

障害のある人の社会参加促進を図る地域活動支援センター及び社会的自立の助長を図るための生活ホームの運営費等に対し、補助金を交付します。

### ②介護サービスの基盤整備 長寿はつらつ課

介護サービスの基盤整備については、介護給付費とのバランスを図りながら、需要に合った施設を整備していくために、国が策定する基本方針に基づき、介護保険事業計画（第8期令和3～5（2021～2023）年度、第9期令和6～8（2024～2026）年度）の中で計画し、さらに、市で指定する地域密着型サービスについては、地域密着型サービス運営委員会に諮りながら整備を進めていきます。

### ③在宅医療・介護の連携強化 長寿はつらつ課

「自分が望んだ場所で望んだ暮らしの実現」「安心して療養できる地域」を目指し、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、医療と介護が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスを提供できる体制作りに取り組みます。

#### ④保育士の雇用環境の改善 保育課

ハローワークや地域の保育団体、社協等と協力して、年に1回就職相談会を開催し、市内での保育所等への就職につなげていきます。また、保育士の処遇の改善を目的として、月額1万円の補助を行います。

#### ⑤地域医療の確保 健康づくり課

医療機関が休診となる休日夜間においても、市民が医療機関で受診することができるように、医療体制の整備を図ります。また、地域医療体制の確立と保健衛生事業の推進に寄与することにより、市民の健康増進の拡充を図ります。

#### ⑥各種健(検)診事業の促進 健康づくり課

乳幼児健康診査、がん検診、歯科検診など各種健(検)診事業として、受診ができる体制を図ります。また、健(検)診に関する情報を市民に周知し、疾患の予防及び早期発見につなげられるよう、取り組みます。

#### ⑦妊娠・出産包括支援 健康づくり課

母子手帳の交付の際、保健師等の専門職がすべての妊産婦等の状況を把握し、必要に応じて支援プランを作成することにより、切れ目のない支援の実施を図ります。また、退院直後の母子の心身のケアや育児サポート等を行います。

#### ⑧自殺対策の推進 健康づくり課

朝霞市自殺対策計画に基づき、「誰もが支えあいつながりある朝霞を目指して」を基本理念に掲げ、自殺予防の視点を取り入れた形で関係部署と連携を図りながら予防に取り組みます。

### ◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
地域密着型サービス事業所数	22か所	25か所
がん検診受診率 (女性特有:子宮頸がん、 乳がん受診率)	子宮頸がん 15.2% 乳がん 17.9%	子宮頸がん 50% 乳がん 50%
人口10万人当たりの 自殺死亡者数	14.9人	11.3人

## ◎社協の主な取組

### ①機関連携研修会

保健医療及び介護、障害者支援及びその他の社会福祉の推進に係る機関等が、それぞれの活動内容や機能を十分に理解するため、研修会を実施します。

### ②障害のある人の就労支援

障害者就労支援センターの取組として、埼玉県障害者雇用サポートセンターやハローワーク等と連携して障害のある人をサポートすることにより、地域で生活し、就労を通じて社会参加ができるよう、地域住民や事業所等に障害についての理解を深めていきます。

### ③社会福祉法人の連絡会議

市内の社会福祉法人に働きかけ、互いに顔が見える関係性を築き、地域福祉の推進を図ることを目的に連絡会議を開催します。

## ◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
機関連携研修会の実施	—	1回
社会福祉法人の連絡会議	—	1回

## ◎地域でできること

### 《市民》

- ・ 自分に合った福祉のサービスを選べるように情報を収集する。
- ・ 地域の病院や介護サービス事業所等の情報を把握する。

### 《関係団体等》

- ・ 関係団体等が提供する福祉サービスについて、情報を共有し、利用者へ提供できる体制を整える。

## 方向性 4 権利擁護の推進

### ■現状と課題

市では、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が増加しているとともに、近年では、認知症高齢者や障害のある人も増加傾向にあることから、成年後見制度のパンフレットを作成し、制度の普及や活用を支援するほか市長申し立てによる支援を行っています。

また、高齢者をはじめ、障害のある人、子ども等が安心して地域で生活できるよう、虐待通報等への対応や、虐待防止のための研修会等を開催しています。

社協では、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）を実施し、高齢者・障害のある人が安心して地域で生活できるよう支援しています。また、各施設運営においても個人の尊厳に配慮した支援を行っています。

今後も、虐待事案への対応や支援などの充実を図るほか、成年後見制度の普及と活用など権利擁護を推進していく必要があります。

### ■アンケート等から

専門職アンケートの設問【地域で気になる課題で、優先的に解決すべき項目】では、「子どもへの虐待防止対策」が17.8%を占めており、団体アンケートの設問【包括的な支援体制の整備に関する事項として優先的に取り組むべき事項】では、「支援を必要とする者の早期把握」が25.0%と最も割合が高くなりました。

### ■目指す姿

認知症高齢者、障害のある人、子ども等、自己の権利を表明することが困難な人たちの権利や尊厳を守ることができるまちを目指します。

## ◎市の主な取組

### ①成年後見制度の利用促進 障害福祉課・長寿はつらつ課

認知症、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力の不十分な人が財産管理や身上監護を要する場合で、身寄りの人がいない場合等、市長による審判請求や後見人等の報酬を助成します。

### ②障害者虐待の防止 障害福祉課（障害者虐待防止センター）

障害のある人への虐待について、相談、通報又は届出を受けたときは、関係機関との連携により、円滑な解決を図ります。

### ③高齢者虐待の防止 長寿はつらつ課

高齢者の虐待通報等に関する対応について関係機関との連携を図るとともに、虐待をより早期に発見し対応していけるように、市民と関係者などを対象とした研修の充実に努めます。



#### ④児童虐待の防止 こども未来課

要保護児童対策地域協議会の代表者、実務者及び児童福祉施設等職員向けに研修を実施し関係機関との連携を図るほか、市民向けにセミナーを開催するなど虐待の防止に取り組みます。

#### ◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
成年後見市長申立て件数	障害のある人 3件	4件
	高齢者 6件	10件

#### ◎社協の主な取組

##### ①成年後見制度の理解・普及

日々の暮らしに不安を抱える、認知症高齢者や障害のある人等が、住み慣れた地域で安心して生活を続けていく一助となる成年後見制度の理解を目指し、市民を対象とした講座を開催します。

##### ②虐待防止対策

社協が管理運営する施設に虐待防止のポスター等を掲示し、虐待防止の理解、啓発を図ります。また、施設利用者の様子を確認し、家族とコミュニケーションをとりながら状況確認を行い、必要に応じて関係機関に報告し、早期発見・抑制に努めます。

##### ③福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)

住み慣れた地域の中で、高齢者や障害のある人が、安心してその人らしく生活できるよう、多様な地域資源を活用しながら専門員による相談援助や生活支援員による定期訪問等の援助を行います。

#### ◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
成年後見制度の講座開催	—	1回
福祉サービス利用援助事業利用人数	11人	15人

## ◎地域でできること

### 《市民》

- 市民後見人制度を知るため、講座に参加する。
- 虐待が疑われる場面に遭遇したら、行政機関へ通報する。

### 《関係団体等》

- 成年後見制度が必要な人の異変に気づいたら、早期に相談機関につなげる。
- 虐待を未然に防ぐため、保護者等の悩みごとの相談を受けるようにする。

## 方向性5 生活困窮者等への支援の充実

### ■現状と課題

市では、生活困窮者等への支援として、自立相談支援、住居確保給付金の支給、学習支援を実施するほか、生活保護の適正な実施を確保するため、ケースワーカー、面接相談員、就労支援員を配置し、自立に向けた支援に努めています。

また、ひとり親世帯や生活保護世帯、生活困窮者等に対し、ハローワーク朝霞と連携し、一体的な就労支援を行っています。

社協では、生活資金に困っている人に対し、相談支援や福祉資金の貸し付けを行っているほか、他の社会福祉法人とともに地域のセーフティネットの役割を担っています。

今後も、生活困窮者等の自立を促すために、効果的な取り組みを推進します。

### ■アンケート等から

専門職アンケートの設問【地域で気になる課題で、優先的に解決すべき項目】では、「子どもの貧困対策」が8.2%、「ひきこもりの人への支援」が7.2%、「生活困窮者への支援」が0.5%の割合でした。なお、自由意見では、「生活困窮者は、一目見ただけではわからないことが多いので、気をつけて見守りたい」という意見がありました。

### ■目指す姿

生活に困窮する人が、安心して自立に向けた支援が受けられるまちを目指します。また、生活に困窮する人を身近で見かけたときに、市や社協などにつなぐことができるまちを目指します。

### ◎市の主な取組

#### ①生活困窮者自立支援（再掲） 福祉相談課

生活困窮者の自立の促進を図るために、生活困窮者自立支援法に基づき、相談や就労支援、学習支援、住居確保給付金の支給などの各種支援を実施します。

#### ②生活保護の適正な運営 生活援護課

ケースワーカー等が生活困窮者の相談を受け、利用可能な支援策について助言を行います。また、生活保護が必要な人には生活保護を適用します。生活保護受給者に対しては、適正な保護を実施するとともに必要に応じて自立助長を促します。

#### ③生活困窮者等の学習支援 福祉相談課・こども未来課

ひとり親世帯や生活保護世帯等の生活困窮世帯の中学生・高校生を対象に、高校への進学及び中退の防止等を目指し、学習支援事業を実施します。

#### ④内職相談 産業振興課

家庭外で働くことが困難で内職を希望する人に対し、内職の相談・紹介を行うとともに、内職提供事業所の調査、開拓及び仕事提供の依頼を行います。

## ◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
生活困窮に関する相談件数	563件	600件
生活保護受給世帯の 高校等進学率	90.9%	100%
生活困窮等世帯の学習教室の 利用者数	26人	36人

## ◎社協の主な取組

### ①生活再建のための相談支援

生活困窮者自立相談支援機関(福祉相談課)との連携強化を図り、様々な社会資源や、その他の生活再建に必要な他制度を活用して、相談者の課題解決に向けて支援します。

### ②子どもの貧困対策に関わる団体への支援

地域で活動する子ども食堂や学習支援団体等に対して、助成金情報等を提供し、また、市民へ団体の活動を周知するなどの支援を行います。

## ◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
生活困窮に関する相談件数	92件	100件
子ども対象団体への支援	5回	10回

## ◎地域でできること

### 《市民》

- ・ 生活に困った時は、市や社協の相談窓口を活用する。

### 《関係団体等》

- ・ 地域の中で生活困窮者等の情報が寄せられた場合、市や社協等へ連絡する。
- ・ 地域の中で貧困家庭を孤立させない。

## 方向性6 地域住民の交流の促進

### ■現状と課題

市では、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、身近な地域での交流やつながりづくりの取り組みを進めているほか、地域住民が交流できる拠点として、高齢者地域交流室、シルバーサロン、児童館、市民センター、公民館等を整備し、利用を促進するとともに、社協でも、地域の身近な集いの場である「ふれあい・いきいきサロン」や老人会食グループに対する助成を行うなど、交流や支え合い活動の支援を行っています。

令和2(2020)年の新型コロナウイルス感染拡大の折には、外出の自粛が求められるなど、通常のふれあいの活動ができず、交流を図れない時期がありましたが、今後も、引き続き、地域で活動するための拠点の整備やICTの活用についても検討し、交流を支援する取組を促進する必要があります。

### ■アンケート等から

市民アンケートの設問【近所との付き合いを深めるためのきっかけとして、どのようなものが必要ですか】では、「気軽に集える場所」が33.1%と最も割合が高く、次いで「自治会・町内会・子ども会等」が32.2%の割合でした。

専門職アンケートの設問【地域福祉に関する活動への住民の参加促進のために優先的に取り組むべき事項】では、「住民等の交流会」が20.7%と最も割合が高く、【地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に関する事項として優先的に取り組むべき事項】では、「地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備」が26.4%で最も割合が高く、団体アンケートでも、21.4%の割合でした。

### ■目指す姿

住民同士が気軽に集い交流できる場が充実したまちを目指します。また、住民が行事やイベントなどに参加しやすく、交流が図れるまちを目指します。

### ◎市の主な取組

#### ①総合福祉センターの利用 福祉相談課

総合福祉センターを利用することにより、高齢者、障害のある人及び児童の交流を促進します。

#### ②老人クラブ会員による世代間交流 長寿はつらつ課

老人クラブ会員が児童館事業の「伝承遊び」の講師として指導することなどにより、世代間の交流を行います。

### ③生活支援体制整備事業の推進 長寿はつらつ課

生活支援コーディネーターにより、市内の地域課題や地域資源の把握を推進し、住民主体の協議体において地域課題の解決に向けて検討を進めるとともに、地域資源を可視化し、地域のニーズと円滑なマッチングや支援を進めます。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域住民等の社会参加による助け合いの活動を促進し、生活支援体制や地域ネットワークの構築を推進していきます。

### ④生きがい活動の支援 長寿はつらつ課

高齢者地域交流室及びシルバーサロンの適切な管理を行い、市民に提供します。また、高齢者地域交流室の効率的な運用方法について検討していきます。

### ⑤多文化共生への理解の促進 地域づくり支援課

異なる文化への理解を深め、共生する社会を目指し、市民活動団体や関係機関と連携し、外国人市民を交えた交流会等の開催及び周知を行い、異文化に触れる機会を増やすことで相互理解の促進に努めます。

### ⑥地域団体間の交流・連携の促進 地域づくり支援課

自治会連合会が実施するコミュニティ活動や朝霞市コミュニティ協議会（朝霞市民まつり実行委員会）が主催する朝霞市民まつり「彩夏祭」などの開催について支援します。

## ◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
協議体と連携する活動団体数	5団体	35団体

## ◎社協の主な取組

### ①地域住民の交流の機会の提供

住民が主体となって、より身近な地域で支え合う仕組みができるよう、社協が実施する事業を通じ、地域住民が互いに知り合い、交流できる機会を提供します。

### ②地域住民の交流の活性化

住民が主体となって、より身近な地域で交流が深まるよう、新たな集いの場の立ち上げや既存の集いの場の活性化を図ります。

### ③外国人への支援

市内で暮らす外国人への支援や多文化理解を深めるため、知る・学ぶ・交流する機会を設けます。

### ◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
交流事業	72回	100回

### ◎地域でできること

#### 《市民》

- ・ 外国人市民を交えた交流会等に参加する。
- ・ 自治会・町内会や地域の活動団体へ加入し、地域活動に参加する。
- ・ 地域の交流の場に参加する。

#### 《関係団体等》

- ・ 地域の活動団体同士の交流や連携を図る。
- ・ 新しい住民へ自治会・町内会への加入を働きかける。
- ・ 地域の活動団体が事業協力をする。
- ・ 地域の住民を団体の活動やイベントに勧誘する。

## 基本目標 2 思いやりと支え合いの心づくり

### 方向性 7 地域福祉に関する理解と参加の促進

#### ■現状と課題

市及び社協では、地域福祉、防災、災害ボランティアなどをテーマとする講演会や懇談会等を開催し、地域のつながりや支え合いの意識を高めるよう取り組んでいます。

また、地域で活動する団体の情報やイベントなどの情報を、広報紙やホームページ等で周知・啓発を行っています。

今後も、より多くの市民が参加できる講座、講演会、イベントなどの機会を提供し、地域福祉への理解を深めていく必要があります。

#### ■アンケート等から

市民アンケートの設問【今後、ボランティア活動する機会があればやってみたいですか】では、「やってみたい」26.9%、「やってみたくない」11.9%、「どちらともいえない」50.2%の割合でした。

若者アンケートの設問【地域の活動・行事に参加したことがありますか】では、「地域のお祭りや伝統行事に自ら関わる活動」が27.1%と最も割合が高く、また、【参加しなかった理由は何ですか】では、「どのような活動があるか知らない」が45.0%と最も割合が高く、次いで「忙しくて時間がない」「参加するきっかけがない」が38.8%の割合でした。

#### ■目指す姿

誰もが地域の一員である事を認識し、自分たちが暮らしやすい地域をつくるために、ボランティア活動等が促進されるまちを目指します。

#### ◎市の主な取組

##### ①地域福祉講演会の開催 福祉相談課

市民の福祉に対する理解と関心を深め、地域で共に支え合う意識を高める機会づくりを目的に、地域の生活課題等をテーマとする講演会を開催します。

##### ②スポーツ・レクリエーションの集いの開催 障害福祉課

毎年7月の第一週に、障害のある人も、ない人も、誰もが楽しめるフライングディスクやボッチャなどのさまざまなスポーツを体験できるスポーツ・レクリエーションの集いを開催します。

##### ③ふれあいスポーツ大会の開催 障害福祉課

障害のある人も、ない人も、一緒にスポーツを楽しみながら交流を図り、親睦を深めるふれあいスポーツ大会を開催します。



#### ④市民参画と協働による地域づくりの促進(再掲) 政策企画課

講座や講演会等の開催を通し、地域での活動に関心を持つ人材を発掘するとともに、お互いのつながりづくりのきっかけとなる機会を提供することで、これから実際に地域に参与する活動に取り組む担い手を育成します。

#### ⑤市民活動の周知・啓発及び参加の促進 地域づくり支援課

市民活動やボランティアに関する情報を収集し提供するとともに、多くの人に市民活動に参加していただく機会の提供、市民活動の周知・啓発等を行います。

#### ⑥スポーツの振興 生涯学習・スポーツ課

市民の親睦と健康増進を図り、あわせてスポーツ及びレクリエーションの振興に寄与するとともに、市民生活を明るく豊かにすることを目的として、スポーツイベント等を開催します。

### ◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
ふれあいスポーツ大会の参加者数	287人	290人
市民活動支援ステーションの延べ利用団体数	505団体	550団体

### ◎社協の主な取組

#### ①ボランティア・実習生の受け入れ

地域福祉の担い手の育成及び活動支援のため、ボランティアや実習生の受け入れを行います。また、児童館等において、子どもボランティア事業を実施し、福祉やボランティアに関わるきっかけ作りに取り組みます。

#### ②出前講座の実施

地域の様々な団体、企業等に対し、身近な地域でいつでも福祉の活動を知る・体験することができるよう、積極的な情報発信を行います。

#### ③ボランティア講座の開催

地域のボランティアニーズを把握し、ボランティアニュースや社協のホームページ・ツイッター等の SNS を用いて広く発信します。また、地域福祉の担い手となる人材の育成を目的とした講座等、参加する側が選択できる様々な目的別の講座を開催し、講座後も継続的に参加者の支援を行います。

#### ④手話体験・要約筆記体験会の実施

聴覚障害に対する理解を深め、手話や要約筆記の普及を図ることを目的に、初歩的な手話や要約筆記を学ぶ場としての体験会を実施します。

#### ◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
ボランティア講座の開催回数	7回	10回
手話体験・要約筆記体験会開催回数	2回	3回

#### ◎地域でできること

##### 《市民》

- ・ 市民講座や懇談会に参加する。
- ・ ボランティア団体や NPO 等の団体の活動に参加する。
- ・ 講座に参加し、得た知識や経験を地域に伝えていく。

##### 《関係団体等》

- ・ 世代を超えて楽しく参加できる行事やお祭りを開催する。
- ・ チラシやホームページ等の多様な方法で、活動を周知・啓発する。

## 方向性 8 支え合い・助け合いの気持ちの醸成

### ■現状と課題

市では、社協とともに小中学生や教職員に対して、体験談を交えた福祉教育を行うほか、認知症のケアガイドブックの配布や、地域包括支援センターと認知症サポーター養成講座を実施しています。

また、障害者差別解消法による合理的配慮を周知するほか、市民や企業を対象に人権研修を開催するなど、支え合い・助け合いの意識啓発に努めています。

社協では、地域懇談会や各種講座等において、日常的に身近な地域と関わりを持つことの重要性を啓発しています。

今後も引き続き、支え合い・助け合いの気持ちを醸成するための取り組みを進めていく必要があります。

### ■アンケート等から

市民アンケートの設問【どのようなボランティア活動をやってみたいと思いますか】では、「子どもの遊び相手」が18.8%で最も割合が高く、次いで「地域の自然を守る活動」18.6%、「災害時のボランティア活動」16.5%の割合で、このほか「高齢者・障害のある人の話し相手」12.7%、「買い物や病院等への車の送迎」8.0%、「外出の付き添い」6.3%、「身近な地域での声かけや見守り活動」9.6%の割合でした。

若者アンケートの設問【日常生活でニュースなどの情報をどのように入手しますか】では、「テレビ」が77.1%で最も割合が高く、次いで「インターネット」「SNS」が74.0%の割合でした。

### ■目指す姿

気軽に隣近所の人とあいさつを交わし、身近な支え合い・助け合いができるまちを目指します。また、福祉教育などを充実し、思いやりの心を育てていくことを目指します。

### ◎市の主な取組

#### ①認知症への理解の促進 長寿はつらつ課

認知症サポーター養成講座や、認知症の家族介護教室などを実施します。また、認知症ケアガイドブックを作成し配布することで、認知症のある高齢者等との接し方などの周知を図ります。

#### ②学校における福祉教育の充実 教育指導課

小中学校の総合的な学習の時間において、アイマスク体験・車いす体験等を実施します。また、福祉事業所と連携し、認知症サポーター養成講座を実施するなど、地域共生社会の実現に向けた教育を推進していきます。

### ③人権教育の推進 生涯学習・スポーツ課

市民人権教育研修会、企業人権教育研修会、人権問題講演会等の各種人権教育研修会を開催し、人権尊重の意識を高め、人権感覚の育成に努めます。

#### ◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
認知症サポーター養成講座参加者数	1,100人	1,200人
福祉教育の実施学校数	15校	15校

#### ◎社協の主な取組

##### ①教職員対象の研修会の実施

小・中・高等学校の教職員と、地域の福祉教育に携わる人を対象に、具体的な事例や福祉体験等を取り入れた研修会を実施します。

##### ②他機関と連携した福祉教育の実施

社協からの呼びかけにより、市内の施設等にも協力してもらい、子どもから大人までを対象とした地域づくりにつながる人づくりを目指す福祉教育を実施します。

#### ◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
教職員向け研修会の開催	1回	1回
福祉教育の実施	50回	60回

#### ◎地域でできること

##### 《市民》

- ・ 人権が尊重されるために、身の回りにある様々な人権課題を正しく理解する。
- ・ 講座や研修に参加し、支え合い・助け合いの気持ちを育む。
- ・ 福祉体験や学習の機会へ参加する。

##### 《関係団体等》

- ・ 地域の人に講師として協力していただくなど、地域と連携して福祉教育を推進する。
- ・ 市民のボランティア活動を受け入れる。

## 方向性 9 地域での見守りの充実

### ■現状と課題

市では、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者など、地域で暮らす全ての人が安心して生活できるよう、地域包括支援センターをはじめ民生委員児童委員、自治会・町内会などと連携し、地域の見守り活動を行っています。

特に、単身等の高齢者が増えていることから、配食サービス、乳酸飲料配布事業、緊急通報システム事業など、見守り支援体制の充実に努めています。

また、児童・生徒のもしもの時の駆け込み場所である「青少年を守り育成する家」の設置に努めています。

社協では、既にボランティア等の地域の活動に参加している人には活動以外の時にも地域を気にして継続的に見守ってもらうことを啓発しています。また、特に活動していない人でも日常生活の中で何かのついでで気軽にできる地域の見守りがあることを周知しています。

今後も、地域の関係者による見守り事業を充実していくほか、活動にご協力いただける人材の育成や団体等と連携していく必要があります。

### ■アンケート等から

専門職アンケートの設問【地域で気になる課題で、優先的に解決すべき項目】では、「高齢者世帯の生活支援（声かけや安否確認、買い物支援など）」が20.7%と最も割合が高く、次いで、「子どもへの虐待防止対策」17.8%、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」が15.9%の割合でした。

### ■目指す姿

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、みんなで見守り、助け合えるまちを目指します。また、日頃から顔が見える、声をかけあえる関係を築けるまちを目指します。

## ◎市の主な取組

### ①民生委員児童委員の活動支援 福祉相談課

地域福祉の担い手である民生委員児童委員の活動を支援し、欠員地区の委員補充、現任委員のスキルアップなどに努めます。

### ②地域包括支援センターと関係機関の連携 長寿はつらつ課

地域包括支援センターと民生委員等関係機関が連携し、一人暮らしの高齢者等の見守り活動を随時行います。

### ③安心見守り支援 長寿はつらつ課

高齢者が安心して日常生活を送るために、緊急通報システム・安心見守り通報システム設置事業を、安否確認のために、配食サービスや乳酸飲料配付事業等を実施します。

#### ④児童相談所等との連携 こども未来課

児童相談対応において、一時保護、児童福祉司指導などの権限を有する児童相談所をはじめとする関係機関と適宜、情報共有や協議など連携を図ります。

#### ◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
民生委員児童委員 延べ活動日数	12,856日	14,400日
高齢者配食サービスの 延べ利用者数	3,044人	3,350人

#### ◎社協の主な取組

##### ①住民参加による見守り事業の推進・啓発

地域住民が主体となって見守り活動ができるよう、ボランティアや事業協力者、講座参加者自身が普段から見守りについて意識できるよう働きかけを行い、子どもたちの登下校時等の地域の見守りの目を強化します。

#### ◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
見守り活動の啓発	—	20回

#### ◎地域でできること

##### 《市民》

- ・ 普段から隣近所であいさつを交わし、顔の見える関係を築く。
- ・ 高齢者や障害のある人、子どもなどへの見守りや声掛けを行う。

##### 《関係団体等》

- ・ 民生委員等、地域の福祉ネットワークを活用し、見守り活動を推進していく。

### ■現状と課題

市では、介護サービスや子育てサービスなどに関するパンフレットを作成し、公共施設に設置するほか、ホームページに掲載しています。情報発信の手段としては、広報紙、ホームページ、ツイッター、掲示板など様々な媒体を使っています。

また、災害時を想定して避難行動要支援者台帳を作成し、社協、自治会・町内会、民生委員児童委員、地域包括支援センターなどと情報を共有しています。

社協では、広報紙、ホームページ、ツイッターのほか、施設・サービスごとの広報やパンフレットを用いて情報を発信しています。また、地域懇談会等の各種事業においても、市民に直接発信するよう努めています。

今後も、必要な福祉のサービスの情報を引き続き発信していくほか、個人情報の取り扱いを厳守し、情報の共有に努めていく必要があります。

### ■アンケート等から

市民アンケートの設問【今後、朝霞市及び朝霞市社協で福祉のまちづくりを進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか】では、「わかりやすい福祉情報の提供」が51.5%と割合が最も高くなりました。

また、【福祉情報の入手先】としては、広報紙「広報あさか」が64.8%と割合が最も高く、次いで「朝霞市のホームページ」が37.0%、社協の広報紙「社協あさか」が28.1%の割合でした。若い年代になると、SNS で情報を入手すると回答した割合が高くなっています。なお、若者アンケートの設問【利用している SNS は何ですか】では、94.3%が LINE を活用しているという回答でした。

### ■目指す姿

必要な福祉サービスの情報が容易に入手することができるまちを目指します。また、災害時などに支援が必要な人の情報を共有し、支援していくまちを目指します。

## ◎市の主な取組

### ①多職種参加の地域ケア会議の実施 長寿はつらつ課

地域包括ケアシステムの推進に向け、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所が携わっている個別ケースについて、アセスメントの効果的な方法や自立支援・重度化防止に資するケアプランの作成のために、多職種と検討を重ね、支援能力の向上につなげていきます。また、個別事例の積み上げから見えてくる地域の共通課題を共有し、課題解決に向け、関係者間で調整、ネットワークの構築、新たな資源の開発、さらには施策をボトムアップで推進していきます。

## ②介護保険制度の周知 長寿はつらつ課

介護サービス等の情報について、様々な機会を通じ、市民に対し、よりわかりやすく、必要な情報の提供方法等について検討を図り、情報の公開を行います。

## ③子育て情報誌の作成 こども未来課

子育てに関する情報誌「あさか子育てガイドブック」を作成し、児童館や保健センター、子育て支援センターなどの交流拠点を紹介します。

## ④広報の充実 シティ・プロモーション課

行政情報施策及び行事等の情報を収集し、読みやすく編集した広報あさか（毎月1回）及び別冊（年1回）を作成・発行し、配布については市内全世帯へ配布する。また、市勢要覧、市民ハンドブックなど市政情報紙を発行するとともに、ホームページやツイッター、フェイスブック、掲示板、電光掲示板などで随時最新の情報を発信していきます。

## ⑤避難行動要支援者支援制度の推進 障害福祉課・長寿はつらつ課・危機管理室

災害時における避難行動要支援者の支援を円滑に実施するため、関係課が連携し、避難行動要支援者台帳を作成します。また、自治会・町内会、民生委員児童委員、消防団、地域包括支援センター等の避難支援者となる各団体に配付を行い、災害時における支援のほか、日頃からの顔の見える関係づくりに活用します。

## ◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
広報あさか配布部数	66,303部	68,000部
地域ケア会議（全体・圏域）の実施回数	31回	44回

## ◎社協の主な取組

### ①分かりやすい福祉情報の提供

誰もが必要なときに、必要な情報を得ることができるよう、社協広報紙やホームページ、SNS等を活用し、分かりやすい地域の福祉情報の提供に努めます。また、各種イベント等において、社協のサービスや福祉情報の発信を行います。

### ②メディア戦略の強化

社協広報紙等の既存の媒体に加え、SNSや新しいツールを弾力的に活用して、正確で即時性のある社協の情報や地域の情報を提供するため、メディア戦略の強化を図ります。



### ◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
福祉の情報提供	SNS 194回 紙媒体 20回	SNS 250回 紙媒体 25回

### ◎地域でできること

#### 《市民》

- ・ 「広報あさか」や「社協あさか」を読み、福祉サービスの情報を得る。

#### 《関係団体等》

- ・ 情報が届きにくい人へ、配慮したわかりやすい情報提供に努める。
- ・ 民生委員や地域包括支援センターなど関係団体等が福祉サービス等の必要な情報を共有しておく。

## 方向性 1 1 地域福祉を支える団体の活性化・人材の育成

### ■現状と課題

市では、自治会連合会の活動と連携を図り、市民の自治会・町内会の加入率向上に努めています。また、民生委員児童委員協議会のほか各種団体の活動を支援し、活動の活性化や人材の育成に努めています。

社協では、ボランティアセンターを運営し、地域のボランティアの支援や団体の活動支援等に取り組んでいます。

しかし、自治会・町内会をはじめ、団体の大多数が、メンバーの高齢化や次代を担う人材の不足に悩まされています。

今後も、介護予防や障害のある人の支援、子どもの健全育成などの活動を行う団体に対し、活動の活性化や人材の確保・育成への支援が必要になります。

### ■アンケート等から

団体アンケートの設問【活動を行う上で困っていること】では、「リーダー（後継者）が育たない」が39.3%で最も割合が高く、次いで「メンバーの高齢化」37.5%、「新しいメンバーが入らない」33.9%の割合でした。

また、【団体の活動情報をどのように発信していますか】では、「メンバーなどによる口コミ」が66.1%で最も割合が高く、次いで「チラシやパンフレットの配布」が44.6%の割合でした。また、【団体の活動に必要な情報を主にどこから入手していますか】では、「知り合いを通して」が41.1%で最も割合が高くなりました。

### ■目指す姿

地域の活動団体へ必要な支援を行うことにより、住民が身近な地域活動やボランティア活動等に参加し、地域福祉が充実するまちを目指します。

### ◎市の主な取組

#### ①地域保健福祉活動振興事業費補助金の交付 福祉相談課

地域における保健福祉活動の振興を図るために、地域福祉の振興事業を実施している、または計画している各種地域団体に対しその事業費の一部を助成します。

#### ②老人クラブへの支援 長寿はつらつ課

老人クラブ等への補助金交付による、運営の資金的サポートを実施します。

#### ③介護人材の育成 長寿はつらつ課

介護職員の人材育成については、近隣市とも連携しながら研修を行い、介護人材確保及び人材育成の取り組みを進めていきます。

#### ④生活支援コーディネーターによる地域活動団体支援 長寿はつらつ課

各地域包括支援センターに1名ずつ生活支援コーディネーターを配置し、地域ごとに課題や資源を把握すると共に、定期的に生活支援コーディネーターが集まり、地域活動団体への支援など、地域資源の新たな活用方法等を検討していきます。

#### ⑤認知症総合支援 長寿はつらつ課

認知症初期集中支援チーム員会議、認知症地域支援推進員会議の定期的な開催と、新任職員研修等への参加により技能向上を図ります。

#### ⑥青少年の健全育成 こども未来課

青少年健全育成団体（青少年育成市民会議、青少年相談員朝霞市協議会、子ども会連合会）に補助金を交付し、団体の活動を支援するとともに、関係機関・学校・地域と連携して、青少年健全育成啓発活動を実施します。

#### ⑦心の健康づくりの推進 健康づくり課

社会情勢の変化等により、精神的なストレス要因の増大に伴う精神的不健康の増大に対し、ライフサイクルに応じた心の健康づくりの推進を図ります。また、相談援助業務に携わる保健師等が精神保健に係る事例検討を通して、相談援助技術の向上を図ります。

#### ⑧コミュニティ活動の活性化 地域づくり支援課

市民が相互に連携し主体的にまちづくりに参加するように意識高揚を図り、自治会・町内会及びコミュニティ関係団体への助成を行います。また、自治会連合会やコミュニティ協議会の活動内容等を市ホームページに掲載するとともに、団体が発行する広報紙の発行、配布の支援を行います。

#### ⑨コミュニティ活動への参加促進 地域づくり支援課

朝霞市コミュニティ協議会（朝霞市民まつり実行委員会）が主催する朝霞市民まつり「彩夏祭」の開催に対し、補助金の交付や事務局として積極的に支援していきます。また、彩夏祭を通して、朝霞市の文化に親しみ、ふるさと意識の醸成を図るために、市内小中学校に市民まつりの鳴子踊りの参加に係る費用を補助します。

#### ⑩市民活動の活性化 地域づくり支援課（市民活動支援ステーション）

NPO 法人の新設や市民活動団体を実施する事業に補助金を交付します（市民活動団体支援補助事業）。また、地域活動の担い手となる人材の発掘、活動に参加することに繋がる機会、ボランティア団体と市民活動団体の交流や連携等を目的とした事業を実施します。

## ◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
老人クラブ団体数	24団体	25団体
NPO 法人数	47	60

## ◎社協の主な取組

### ①福祉活動団体に対する活動支援

身近な地域での見守り・支え合いの基盤となる自治会・町内会や福祉活動団体等に対して継続的な活動ができるよう助成等の支援を行います。また、団体と連携・情報共有し、地域福祉に参画する住民の増加や地域の活性化を図ります。

### ②手話講習会の実施

市からの受託事業の取組として、登録手話通訳者を育成するため、段階的に手話講習会を実施します。

### ③老人クラブに対する活動支援

高齢者が地域で楽しく豊かに生活できるように、老人クラブに対する活動支援を行います。

### ④ボランティア講座の開催（再掲）

地域のボランティアニーズを把握し、ボランティアニュースや社協ホームページ・ツイッター等の SNS を用いて広く発信します。また、地域福祉の担い手となる人材育成を目的とした講座等、参加する側が選択できる様々な目的別の講座を開催し、講座後も継続的に参加者の支援を行います。

### ⑤地域活動団体間の交流事業

市民活動支援ステーションと共催で、市内で活動している地域活動団体の交流事業を実施します。

## ◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
登録手話通訳者数	10人	13人
ボランティア講座の開催回数 （再掲）	7回	10回

## ◎地域でできること

### 《市民》

- 自治会・町内会や老人クラブなどの地域の活動に参加する。
- 彩夏祭や地域の清掃活動などにボランティアとして参加する。
- 赤い羽根共同募金や災害時支援の募金活動に協力する。

### 《関係団体等》

- 地域団体の活動を通じて、専門的人材を育成していく。
- 活動団体同士の交流や連携を図る。
- 活動団体の担い手になりそうな人へ声をかけて勧誘する。

## 基本目標 3 安心して暮らしやすい地域づくり

### 方向性 1 2 施設等の整備・充実

#### ■現状と課題

市の公共施設で、近年新たに建設した施設や大規模改修を行った施設ではユニバーサルデザイン化やそれに伴うバリアフリー化が進んでいますが、既存の施設では、敷地や施設設備が狭小であるなどの理由からバリアフリー化が困難な場合もあります。

今後は、障害者差別解消法の観点からも、公共施設等におけるバリアフリー化を推進し、すべての人が安全で安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を進めます。

また、子どもから高齢者まで、様々な世代が交流する、地域に集まることができる活動スペースや活動拠点が整備される必要があります。

#### ■アンケート等から

市民アンケートの設問【あなたの身近な地域には、どのような課題があると思いますか】では、「(障害者)バリアフリー環境の整備」が44.1%で最も割合が高くなりました。

専門職アンケートの設問【地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に関する事項として優先的に取り組むべき事項】では、「地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備」が26.4%で最も割合が高くなりました。

#### ■目指す姿

高齢者、障害のある人、車いすやベビーカー、杖を利用している人などが、施設等を利用しやすいよう、バリアフリー化が進むまちを目指すとともに、地域に暮らすすべての人が利用しやすい福祉サービスの拠点となる施設が充実するまちを目指します。

#### ◎市の主な取組

##### ①公共施設の修繕・改修 関係各課

地域福祉の活動拠点として、市民が安心・安全に公共施設を利用できるように、必要に応じて施設改修を行います。

##### ②公共施設のバリアフリー化 財産管理課

公共施設の利用者が、長期間継続して、安心、安全、快適に使用できるように、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた設計を行い、バリアフリー化を推進していきます。

## ◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
バリアフリー化項目の整備数 (項目:点字ブロック、スロープ、エレベーター、多目的トイレ、授乳室、自動ドア、音声ガイド用スピーカー、車いす用駐車場、和式トイレの洋式化、ローカウンター)	—	5増

## ◎社協の主な取組

### ①地域の人が集える拠点(場)づくり

地域住民が気軽に話ができる場所や、集える場所となる拠点について、空き家や空き店舗等の情報収集を行い、地域住民が気軽に利用しやすい場づくりについて活用可能か検討していきます。

### ②施設の点検・修繕

利用者が安心・安全に利用できるよう、社協が管理運営する施設の点検、修繕等を定期的に行います。

## ◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
点検施設数	21か所	21か所

## ◎地域でできること

### 《市民》

- ・ 施設を活用する。
- ・ 施設の利用基準等を守る。

### 《関係団体等》

- ・ 交流できる場所を情報提供する。

## 方向性 1 3 防災対策の充実

### ■現状と課題

市では、地域防災アドバイザーと協力し、自治会や町内会単位での自主防災組織の組織化を進めるとともに、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者台帳を作成し、民生委員児童委員や自治会・町内会などへ、台帳登録者の情報を提供しています。

また、防災フェアや小学校区での防災訓練等を実施し、防災に備える意識啓発や関係団体における日頃からの顔の見える関係づくりを図っています。

社協では、地域懇談会等において災害に備えた自助・互助の強化の重要性について啓発しています。

防災対策の充実を図るためには、自主防災組織の取組を支援するとともに、市民一人ひとりの防災意識の向上を図っていく必要があります。

### ■アンケート等から

市民アンケートの設問【地域のつながりが必要と感じる時はどのような時か】では、「災害が起こったとき」が82.3%と最も高く、【地震や火災等の災害時に住民同士が協力し合えるためにはどのようなことが必要か】では、「地域での定期的な防災訓練」が41.3%と最も割合が高く、次いで「地域での自主防災組織づくり」が38.8%の割合でした。

また、【あなたが地域の自主防災組織に参加していない理由は何ですか】では、「仕事や家事で忙しい」が47.4%で最も割合が高く、次いで「行事・活動の情報が少ない」が35.7%の割合でした。

### ■目指す姿

災害時に安全・安心が確保できるよう、自主防災組織の活動や避難訓練など、日頃から地域で防災対策に取り組んでいくまちを目指します。

### ◎市の主な取組

#### ①避難行動要支援者支援制度の推進(再掲) 障害福祉課・長寿はつらつ課・危機管理室

災害時における避難行動要支援者の支援を円滑に実施するため、関係課が連携し、避難行動要支援者台帳を作成します。また、自治会・町内会、民生委員児童委員、消防団、地域包括支援センター等の避難支援者となる各団体に配付を行い、災害時における支援のほか、日頃からの顔の見える関係づくりに活用します。

#### ②防災意識の高揚 危機管理室

防災意識の高揚を図るため、防災に関する情報を市から発信するとともに、自衛隊、消防署及び消防団等の防災関係機関と協力し、子どもから大人まで誰でも参加できる防災イベントを実施します。



### ③自主防災組織の結成促進 危機管理室

自主防災組織未結成の自治会に対し、地域防災アドバイザーと協力し、自主防災組織の必要性、活動内容を説明し、結成を促進します。

### ◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
メール配信サービスへの登録者数	5,134人	10,000人

### ◎社協の主な取組

#### ①災害ボランティア講座

実際の災害に備え、普段から地域住民同士が支え合う意識の醸成を図るため講座を開催します。また、災害ボランティアとして活動する人材を増やします。

#### ②災害ボランティアセンター設置訓練の実施

台風や地震等の自然災害に備え、災害ボランティアセンターの設置訓練を実施します。社協職員だけではなく、地域住民も参加できる訓練を企画し実施することで、災害に備える意識を高めていきます。

#### ③防災訓練の実施

社協が管理運営する施設において、火災や自然災害を想定した防災訓練を実施し、平時から災害に備えるとともに、施設利用者や地域住民に対して防災意識の啓発に努めます。

#### ④小地域福祉活動における防災事業の相談支援

自治会・町内会やボランティア団体が行う防災関連事業に対し、出前講座の提供や相談支援を行います。

### ◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
災害ボランティア講座	1回	1回
災害ボランティアセンター設置訓練	1回	1回
防災訓練の実施施設数	21か所	21か所

## ◎地域でできること

### 《市民》

- 日頃から防災への関心を持ち、市や地域で実施する防災訓練等に参加する。
- 地域の自主防災組織の活動に参加し、平時から顔の見える関係づくりに努める。
- 災害ボランティア講座で得た知識を家族や周りの住民に伝える。
- あらかじめ避難場所や避難所の場所を確認しておく。

### 《関係団体等》

- 地域のつながりを強化し、災害時等の見守り支援体制を築いていく。
- 防災訓練・避難訓練を実施する。

## 方向性 1 4 防犯対策の充実

### ■現状と課題

市では、警察や関係機関と連携し、地域で発生した犯罪を掲載した防犯ニュースを配信するほか、青色防犯パトロールカーを運行するなど、地域の防犯活動に取り組んでいます。

また、悪質商法など消費生活に関するトラブル防止のため、消費生活の相談にも取り組んでいます。

社協では、警察と見守りネットワークの協定を締結し、地域懇談会などを通じて、ご近所とのつながりや見守りが防犯にも有効であることを啓発しています。

防犯対策の充実を図るためには、市民一人ひとりの防犯意識の向上と地域の協力による防犯活動を進めていく必要があります。

### ■アンケート等から

市民アンケートの設問【地域のつながりが必要と感じる時はどのような時か】では、「地域で事件や事故が起こったとき」が43.3%を占めており、専門職アンケートの設問【最近、地域で気になる課題で、優先的に解決すべき項目】では、「振り込め詐欺などの消費者被害の防止などの防犯活動」1.9%、「青少年の健全育成、犯罪や非行」1.9%、「過去に罪を犯した人への更生支援」1.9%の割合でした。

### ■目指す姿

防犯パトロール等で犯罪の起こりにくい環境づくりに地域で取り組むとともに、防犯情報の提供や周知、啓発に努め、防犯意識の高いまちを目指します。

### ◎市の主な取組

#### ①防犯情報の発信 危機管理室

防犯ニュースの配信、防災行政無線の放送等、様々な方法で適時適切な情報発信を通して防犯意識の高揚に努めます。

#### ②防犯活動の推進 危機管理室

防犯パトロールカーの運行を実施するとともに、わがまち防犯隊やスクールガードによる地域の自主的な防犯活動を支援し、市及び地域コミュニティによる見守り活動を推進していきます。

#### ③消費生活相談(再掲) 地域づくり支援課

消費者被害の未然防止・被害回復のため、消費生活相談員による相談を行います。

## ◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
警備員による青色防犯パトロールカーの運行	週5回	週5回

## ◎社協の主な取組

### ①子どもへの防犯教室の実施

社協が運営している児童施設において、防犯について分かりやすく学ぶ機会を提供します。

### ②住民の防犯への意識の啓発

住民に対して、朝霞警察署と社協の見守りネットワークの協定により提供される「地域防犯支援情報」を活用した情報提供を行います。また、地域の中で取り組んでいる防犯活動の事例を紹介・周知し、防犯意識を高める啓発を行います。

## ◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
子どもへの防犯教室	6回	10回

## ◎地域でできること

### 《市民》

- ・ 自分たちの安全は自分たちで守るという意識を持ち、日頃から防犯に関する情報への関心を高める。
- ・ 地域の防犯活動に参加する。

### 《関係団体等》

- ・ 地域の防犯パトロールを行う。
- ・ 振り込め詐欺被害が出ないように、周知・啓発する。

## 方向性 15 外出・移動の支援

### ■現状と課題

障害のある人や高齢者など外出に困難を感じる人、また自宅付近に坂が多い、公共交通がないなどといった外出に困難な地域の人が出て、買い物、通院、通学、通勤などに不便が生じ、中には閉じこもる人がいて、健康を害する場合があります。

市では、市内循環バスに係る経費を一部負担し、市民の安全な移動と利便性の向上に努めてきました。すべての人が、支障なく外出できるよう、移動手段の確保や安全な移動環境の整備等、必要な支援を進めていく必要があります。

### ■アンケート等から

市民アンケートの設問【通勤や通学などの交通の便の満足度】では、「満足」及び「どちらかといえば満足」が62.1%の割合で、「不満」及び「どちらかといえば不満」が19.1%の割合でした。

若者アンケートの設問【朝霞市に住んで良かったこと】では、「交通の便が良い」が66.8%で最も割合が高くなりましたが、【朝霞市に住んでいて困ったこと(悪い点)は何ですか】では、「交通の便が悪い」が13.4%で3番目に高い割合でした。

### ■目指す姿

すべての市民が支障なく外出できるよう、公共交通をはじめとする移動手段と安全な移動環境の確保ができるまちを目指します。

### ◎市の主な取組

#### ①重度心身障害者福祉タクシー利用料等の補助 障害福祉課

重度の心身障害のある人の社会生活圏の拡大と経済的負担の軽減のため、福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通ICカード、自動車燃料費の中から選択制により補助を行います。

#### ②高齢者バス・鉄道共通カードの給付 長寿はつらつ課

高齢者の外出支援を目的として、バス・鉄道共通カードの交付及び給付を行います。

#### ③市内循環バス等の利便性向上 まちづくり推進課

持続可能な地域公共交通の実現を目指し、市内循環バスの運行計画等の見直しに向け検討を行います。

#### ④自転車駐車場の整備 まちづくり推進課

自転車駐車場のキャンセル待ち対応、3人乗り自転車や大型化する車両への対策、施設の老朽化対策について検討していきます。

## ◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通 IC カード及び自動車燃料費(いずれか1つを選択)の重度心身障害者利用者数	2,398人	2,400人
高齢者バス・鉄道共通カード申請者数	14,664人	17,000人

## ◎社協の主な取組

### ①障害のある人や高齢者の外出支援

障害のある人や高齢者が安心して外出できるよう、住民参加型在宅福祉サービスにより支援します。

### ②車いすの貸出し

自立歩行が困難な障害のある人、高齢者等に一時的に車いすを貸し出します。

## ◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
車いすの貸出し	56件	60件

## ◎地域でできること

### 《市民》

- ・ 自転車を止める際には、放置自転車とならないよう適切な駐輪場所に駐車する。
- ・ 隣近所の支え合いにより、外出を支援する。

### 《関係団体等》

- ・ 移動サービスの情報を地域の中で共有する。
- ・ 公共交通等のバリアフリー化と利便性の向上に努める。

## 方向性 16 住まいの確保等への支援

### ■現状と課題

国では、平成29(2017)年に新たな住宅セーフティネット制度をスタートし、民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、障害のある人等の「住宅確保要配慮者」の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されるなど、住宅確保要配慮者への支援を推進しています。

市では、住宅確保要配慮者に対する支援はまだ整備されていませんが、市営住宅50戸、高齢者住宅21戸を提供しています。今後は、住宅部局と福祉部局が連携して、住宅を自力で確保することが難しい高齢者、低所得者、障害のある人などに対する支援体制を構築していきます。

また、現に居住する家の改修(居宅介護住宅改修等)に補助を行うなど、安心して住み続けられるような支援を行います。

### ■アンケート等から

市民アンケートの設問【あなたの身近な地域には、どのような課題がありますか】では、「空き家の増加」16.5%、「居住に課題を抱える人への支援」6.3%の割合でした。

### ■目指す姿

居所の確保に困難を感じる人への支援を行うとともに、住まいの老朽化などで居所を失うことがないように、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちを目指します。

### ◎市の主な取組

#### ①住居確保給付金の支給(再掲) 福祉相談課

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した人又は喪失のおそれのある人からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。

#### ②高齢者への住宅支援 長寿はつらつ課

民間賃貸住宅の借上げにより、住宅の確保が困難な高齢者に対して住宅を提供していきます。また、住宅確保要配慮者への情報提供や住宅改善の助成をしていきます。

#### ③住宅政策 開発建築課

住宅を自力で確保することが難しい低額所得者、高齢者、障害のある人などが、安心して暮らせる住宅を確保できる環境の実現に努めます。

## ◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
住居確保給付金の支給件数	3件	10件
住宅に関する相談件数	—	30件

## ◎社協の主な取組

### ①生活困窮者等への支援

住宅の確保が困難な人に対し、住居に関する必要経費の相談や課題の整理を行い、必要性に応じて埼玉県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付等につなげる支援を行います。

## ◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
住居に関する相談件数	13件	20件

## ◎地域でできること

### 《市民》

- ・ 困っている人がいたら、相談窓口を案内する。

### 《関係団体等》

- ・ 住みやすい住宅などの情報や課題を地域で共有する。
- ・ 住宅の斡旋や入居の受け入れに協力してもらうよう取り組む。



## 方向性 17 更生保護の推進（再犯防止推進計画）

### ■現状と課題

犯罪や非行をした人が、市民の理解と協力を得ながら円滑に地域社会の一員として生活していくことで、犯罪の未然防止につながり、安心して暮らしやすい地域づくりの実現へとつながります。

市では、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支援する保護司会をはじめ、女性の立場から地域の犯罪予防活動や更生支援を行う更生保護女性会などの活動により、犯罪や非行をした人が地域で円滑な社会生活を営めるよう支援しています。

また、平成28(2016)年2月には、地域における更生保護活動の拠点として、朝霞地区更生保護サポートセンターを総合福祉センター（はあとぴあ）内に開設しました。

こうした更生保護活動を行う保護司会等の支援をはじめ、刑事司法関係機関や医療・福祉関係機関等と連携することにより、犯罪や非行をした人を支援する取り組みを進める必要があります。

### ■アンケート等から

市民アンケートの設問【地域のつながりが必要と感じる時はどのような時か】では、「地域で事件や事故が起こったとき」が43.3%を占めており、専門職アンケートの設問【最近、地域で気になる課題で、優先的に解決すべき項目】では、「青少年の健全育成、犯罪や非行」1.9%、「過去に罪を犯した人への更生支援」1.9%の割合でした。

市民アンケートの設問【保護司の活動のうち知っているものは】では、「保護観察」が36.4%、「保護司は知っているが活動で知っているものは特にない」が21.3%「犯罪予防活動」が12.7%の割合で、「保護司自体を知らない」が37.1%で最も高い割合でした。

### ■目指す姿

地域住民の理解と協力を得ながら、地域社会で孤立させないよう再犯の防止につなげ、犯罪や非行のないまちを目指します。

## ◎市の主な取組

### ①更生保護関係団体への支援 福祉相談課

保護司は保護観察対象者に対し、立ち直りに必要な指導や就学、就職支援にあたるほか、矯正施設等から社会復帰した人が、円滑な社会生活を営めるよう帰住先の環境の調整や更生保護相談を行っています。犯罪や非行をした人たちの再犯防止と社会復帰に取り組むよう保護司会の活動を支援します。

また、犯罪や非行の未然防止のための啓発活動を行うほか、青少年健全育成など改善更生に協力する更生保護女性会の活動についても協力します。

## ②更生保護サポートセンターの支援 福祉相談課

地域における更生保護の活動拠点として、朝霞地区更生保護サポートセンターを総合福祉センター（はあとぴあ）内に設置することに引き続き協力します。更生保護サポートセンター設置により、保護司と保護観察対象者との面接場所が確保されるほか、保護観察所や保護司との情報交換など更生保護活動の充実が図られます。

## ③社会を明るくする運動 福祉相談課

保護司会及び更生保護女性会と協力して、強調月間である7月に、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深めるよう、懸垂幕の掲出や、駅頭での啓発活動など「社会を明るくする運動」を推進します。

## ④再犯防止に関する広報の推進 福祉相談課

7月の再犯防止啓発月間において、再犯防止に関する広報を行い、市民への理解と周知に努めます。

## ⑤生活困窮者自立支援 福祉相談課

犯罪や非行をした人に対して、生活困窮者自立支援法に基づき、相談や就労支援、学習支援、住居確保給付金の支給など、各種支援を行います。

## ⑥青少年健全育成啓発キャンペーン こども未来課

青少年育成市民会議が主体となって、青少年をはじめ市民を対象に、啓発物の配布など非行防止・薬物乱用防止に関する啓発に努めます。

## ⑦非行防止教室の実施 教育指導課

学校が保護者、地域、警察等の関係機関と連携を図り、児童生徒の非行防止や薬物乱用防止等の教育を推進するため、教室等を実施します。

## ◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
市内における刑法犯認知件数	924件	831件

## ◎地域でできること

### 《市民》

- 犯罪や非行防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」への理解を深める。
- 保護司、保護司会、更生保護女性会などの更生保護ボランティア活動に理解を深め、その活動に参加・協力する。

### 《関係団体等》

- 「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止における地域での理解を進める。